

# 文京区基本構想

すみずみまで生気に満ちた  
人間尊重のまちを目指して



昭和46年8月

東京都文京区

文京区立真砂図書館  
☎3815-6801



401602995



7

46 10 7.

文京区基本構想



T32-31

1

6

## まえがき

この基本構想は、土地利用、交通施設、公園緑地その他の地域的課題について、およそ15年後における文京区の人口、産業経済などそれぞれの基本指標（予測）をもとに将来を展望しながら、今後われわれが指向すべき基本的方向を示したものであります。

ルイス・マンフォードが都市機能のあるべき姿といたしまして、「都市の最良の営みは、人間の愛護と育成であり、生命を育くむ機能、自律的な行動、共生的結合を都市にとりもどすよう努むべきである」と指摘しておりますように、われわれはこれからの文京区を、人間性の回復の場として甦らせるために、新しいコミュニティの創造をめざさなければならないと考えます。

この構想も新しいコミュニティの形成を中心に、地域課題の共同解決への努力とその過程を通じて、これまで失われがちでありました社会連帯感の回復を期待したつもりであります。

コミュニティ不毛といわれております現代の都市社会におきまして、行政の果たす役割は、少なくとも住民のコミュニティ形成のために必要な条件を整備していくことであり、また新しいコミュニティ意識がそこから醸成されていく<sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup>と<sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup>を確保することにはかなりません。

一方この単位は、行政サービスがそれぞれの地域に十分適合するよう公共施設の配置および規模を定める場合の基準ともなるべきものであると信じております。

もとより、この構想の実現にかかる権能の多くは、国をはじめとする他の行政機関のものでありまして、民間企業の活動分野に属するものであるという複雑な内容を含んでおりますが、文京区は、特別区という住民にもっとも身近な自治体としての立場から、区民生活に視点をおいた総合的体系的な基本構想を設定しておくことによりまして、たとえば国や都がこの地域に対する諸計画などを策定する際にも、区がどのようなまちづくりを指向しているかを明示しておきまして、地元の意向をその計画に反映せしめたいと考えるものであります。

この構想はまた、今後の社会経済の変化によって逐次修正され、しだいに内容豊かな

ものとされていく性質のものでありまして、これを土台とした発言なり、対話が一層積極的なものとなるよう一つの指標として提示するものであります。

とくに、これからの生活環境を中心とするまちづくりは、行政の努力だけで完璧を期せられるものではありません。これを有効、適切に推進するには、行政の責任と同時に住民自らの環境づくりへの努力が要請されます。

まちづくりは、どうしても行政と住民との機能分担と相互協力が不可欠な要素であります。

あるときは地域エゴイズム相互の対立がみられることありましようが、やがて個別利害の調整を経て、地域ぐるみのエネルギーとして結集され、あわせて住民自らによるまちづくりの連帯意識が芽生えてくることを期待してやみません。その際行政は、住民自体の自主的調整の成果があがるよう誘導援助する姿勢をとっていかなければならないと考えます。いずれにいたしましても、この基本構想に盛り込まれております究極理念は、主目標にも示してありますとおり、生気に満ちた人間尊重のまちづくりをその基調としておりまして、われわれは、区民の安全、健康をすべての施策の中心に据える高福祉都市の実現を強く希求するものであります。

終わりにのぞみまして、この基本構想にいろいろご示唆を与えて下さいました文京区議会および長期計画協議会の先生方に対しまして衷心より感謝の意を表したいと存じます。

昭和46年8月

文京区長 尾川 徹 郎

## 目 次

I 基本構想設定の前提	1
1. 設定の前提条件	1
2. 設定の背景	2
II 長期展望	5
1. 未来像	5
2. まちづくりの目標	6
III 目標実現のための基本的方向	10
(I) 基本的課題	10
1. コミュニティ	10
(1) コミュニティに関する基本的考え方	10
(2) コミュニティ構想	10
2. 土地利用	15
(1) 土地利用に関する基本的考え方	15
(2) 土地利用構想	17
3. 交通施設	23
(1) 交通施設に関する基本的考え方	23
(2) 交通施設構想	25
4. 公害災害防止	32
(1) 公害防止	32
(2) 災害防止	35
(II) 部門別課題	37
1. 教育文化	37
(1) 教育文化に関する基本的考え方	37
(2) 教育文化構想	38
2. 社会福祉	47

(1) 社会福祉に関する基本的考え方	47
(2) 社会福祉構想	48
3. 産業経済	53
(1) 産業経済に関する基本的考え方	53
(2) 産業経済構想	55
(3) 消費生活構想	59
4. 公園緑地	60
(1) 公園緑地に関する基本的考え方	60
(2) 公園緑地構想	61
IV 今後の検討課題	66
1. 行政組織と行政能率	66
2. 権限上の課題	67
3. 財政上の課題	67
4. 国・都等の協力と区の先導性	68
5. 目標具体化の方向	68
付 表	
1. 基本指標	69
2. 男女別・年齢階級別人口	70
3. 流出入人口	71
4. 世帯数・1世帯当り人員	71
5. 産業別就業者数(夜間ベース)	71
6. 産業別就業者数(昼間ベース)	72
7. 産業別個人所得	72
8. 産業別就業者1人当り所得	73
9. 個人消費支出等	73
附属資料	
1. 文京区基本構想設定経過概要	74

2. 文京区長期計画協議会	79
---------------	----

(構想図目次)

第1図 住区ブロック・住区コミュニティ構想図	11
第2図 土地利用構想図	19
第3図 再開発・保全地区構想図	21
第4図 街路網構想図	27
第5図 地下鉄網構想図	29
第6図 公園緑地構想図	63

## I 基本構想設定の前提

この基本構想は文京区における将来の展望と、あわせてそれを実現するための基本的方向を示すものであって、これが設定にあたっては、いくつかの条件と背景がその前提として存在する。

### 1. 設定の前提条件

#### (1) 基本構想の位置

特別区制度は昭和22年5月、地方自治法の施行により発足したもので、以来数次の改訂を経て今日に至っている。

特別区はその歴史的沿革と、23区の存する区域が全体として有機的に結合し、実態的には一つの大都市を形成しているという理由から、都との関係において、長の選任方法、処理すべき事務、あるいは税財政など、各般にわたって一般の市とは著るしく異なった取扱いを受けている。

したがって、区は最も住民に身近な自治体であるにもかかわらず、その果たすべき課題に比して権能が極めて限られているといえる。

しかしながら、基本構想が総合的な視野から、その地域における将来展望を行なうとともに、さらにあとに続くすべての計画の最頂点に立つものである以上、ひとり区の権限内の限られた展望を行なったとしても、それは文京区という地域における基本構想とはなりえない。

そこで、この基本構想は、原則として現行の特別区にかかる行財政制度を前提としながらも、将来、自治権の拡充等により区の権限に属するようになりうると考えられるもの、あるいは国や都および民間企業の積極的協力により、区のイニシアティブのもとに実現される可能性のあるものなどについても、広く総合的な立場から構想をえがくこととする。

#### (2) 対象区域

文京区は特別区という地方自治体であって、その行政権の及ぶ範囲は一定の地域に

限られる。

この基本構想は、原則として行政権の及ぶ文京区全域を対象に設定することとする。

しかしながら、社会的、経済的圏域あるいは生活圏はすでに現行行政区域をこえて広域化している面もみられ、その方向は今後もさらに進展していくものと予想される。

そこで構想の設定に当っては、この広域的動向についても十分留意していくものとする。

### (3) 目標年次

この基本構想は昭和46年度を出発点とし、昭和60年代を目標とする。

近年発表された「新全国総合開発計画」や「これからの東京—20年後の展望」および「広場と青空の東京構想」などの目標年次がともに昭和60年の将来予測値をもとにしながら、昭和60年あるいはその周辺に目標年次を設定していること、また他の特別区においても、その大半が昭和60年を目標としている点などから、これらと比較対照ができるうえに、さらに区としてもおおむね15年前後の将来について展望を行なっておくことが、区政運営のうえからも効果的であるなどを根拠として設けたものである。

## 2. 設定の背景

### (1) 自然的背景

文京区は都心に近く、都心3区のやや西北部に位置し、面積はおよそ11.44平方キロメートル、周囲約21キロメートルである。

地勢は起伏した丘陵の間に河谷をはさみ、その高度は低地の河谷では、後楽1丁目(市兵衛河岸)の海拔3.1メートルを最低に、平均10メートル以下であり、高地の台地は目白台1丁目の海拔29.2メートルを最高とし、平均20~24メートルに達している。

地質は台地が洪積層(1万年~100万年位前)の集積、河谷平地が沖積層(1万年位前)の堆積で、この両層の基底はいずれも第三紀層(100万年~6,000万年位前)である。

### (2) 歴史的背景

江戸末期、本郷・小石川周辺には大名屋敷をはじめ、武士の諸邸宅が多かったため、明治維新には激しい変転がみられた。空地は桑園や茶園になり、氷川下周辺では田圃が開かれ、これが明治末期まで続いた。

大正期に入ると都心の近代化が進み、その勢いは本郷・小石川地区にも及んできた。しかしそれは、業務地区ないしは商業地区としてではなく、学者や文人の寓居や学校を中心とするものであった。現在の文教地区としての性格はこの時代に形成されたといえる。

第一次大戦時になると、資本主義が飛躍的に発展し、本区においても都市化、工業化が進み、人口も急激に増加していった。

しかし、大戦後の大正11年、恐慌にあって工業界が急激な縮小をみせるとともに、本区においてもこの現象が象徴的に現われた。

その後は関東大震災を経ながらも発展を続け、人口も増加して昭和15年には、本郷・小石川地区を合わせ、最高の30万人を数えた。

しかし、第2次大戦の戦火は都心周辺を焼野原と化し、人口は昭和20年には本郷・小石川地区を合わせて、わずか9万2千人まで激減した。

その後、昭和22年3月、それまでの本郷区と小石川区とが合併して現在の文京区が誕生し、さらに同年5月には地方自治法が施行されて、名実ともに新しい自治体として発足することとなった。やがて人口が回復するにつれて、文京区はその名にふさわしい文化の香り高いまちをめざして、活発な活動を展開していった。

### (3) 社会的経済的背景

本区の人口はさきに述べたとおり、昭和15年の30万人を最高として、戦時下の昭和20年を最低に、昭和38年には25万9千人に回復した。しかし昭和38年を境に、その後は漸減傾向を続け、昭和45年10月現在23万4千人となっているが、他方昼間人口は漸増の傾向にある。この昼夜間人口の間差拡大現象は「都心性」を示す一つの指標と考えられている。

また人口密度(住民基本台帳ベース)は、昭和45年1月現在、1平方キロメートル

当り、区部平均が15,148人であるのに対し、文京区は20,233人で高密度となっている。区内のなかでも地域格差がみられ、最低の後楽1丁目の766人に対し、根津2丁目が47,436人で相当の開きを示しているが、一般的には本郷地区が高く、小石川地区が低い傾向にある。

年齢別人口では20歳～24歳が最も多く、全体の15.4%を占め、以下25歳～29歳の11.5%、15歳～19歳の8.8%、30歳～34歳の8.2%の順となっており、下方ふくらみの紡錘型を示している。若年層が高いのは、学生や住込みの勤労者が多いことによるものと思われる。

本区の社会的特徴としては、まず大学を中心とする文教のまちである点がめだつ。現在16の大学・短期大学をはじめ、169にも及ぶ各種の学校を擁している。さらに古く武家地が存在していたことから、名残りの屋敷街が多く、そのなかに寺社が点在するなど、他区に見られない特異な景観をなしている。

産業面について一般的に言えば、小石川地区に印刷・製本業を中心とする軽工業が、また本郷地区には特化した医療機器製造販売業と旅館が発展してきている。これら産業のほとんどが中小零細企業であることも一つの特色である。さらに昭和45年の就業者構成比(昼間ベース)をみると、第1次産業が0.1%、第2次産業が37.5%、第3次産業が62.4%で、第3次産業のウェイトが著るしく高くなっている。第3次産業のうちでもサービス業の比重が大きく、本区産業は都市型の傾向が強いということができよう。

## Ⅱ 長期展望

### 1. 未来像

およそ15年後の昭和60年における文京区の人口、就業構造、所得などを予測し、その未来像をえがくことは、区民の各般にわたる生活のみならず、行政運営においてもおおきな意義があろう。

その基本的な指標はつぎのとおりである。

#### i 人口

	昭和45年	昭和60年
(i) 夜間人口	234千人	→ 222千人
うち老人人口(65歳以上)	15千人	→ 24千人
(ii) 昼間人口	344千人	→ 392千人
(iii) 流出入人口		
流入人口	184千人	→ 247千人
流出人口	74千人	→ 77千人
(iv) 世帯数	78.5千世帯	→ 77.6千世帯
1世帯当り人員	2.98人	→ 2.86人

#### ii 就業構造

(i) 就業者数(夜間ベース)	131千人	→ 134千人
(ii) 産業別就業者構成比(夜間ベース)		
第1次産業	0.1%	→ 0.1%
第2次産業	35.2%	→ 33.6%
第3次産業	64.7%	→ 66.3%
(iii) 就業者数(昼間ベース)	179千人	→ 217千人

#### iii 所得および消費

(i) 個人所得	1,616億円	→ 4,725億円
----------	---------	-----------

	昭和45年	昭和60年
(ii) 産業別所得構成比		
第1次産業	0.1%	→ 0.1%
第2次産業	35.3%	→ 25.6%
第3次産業	64.6%	→ 74.3%
(iii) 就業者1人当り所得	1,234千円	→ 3,530千円
区民1人当り所得	690千円	→ 2,129千円
(iv) 個人消費支出	1,163億円	→ 3,308億円

(各目標数値は巻尾付表参照)

すなわち、夜間人口は若干の漸減傾向を示しながら昭和60年には、222千人程度となるが、昼間人口は、文京区の都市化の進展にともなって増加傾向を示し、およそ392千人となろう。また、世帯数についてみれば夜間人口が若干減少するにもかかわらず、依然として核家族化の傾向が続き、しだいに漸増して昭和50年には、およそ7万9千世帯となろう。

しかしながら、この頃から核家族化への反省が生まれ、新しい家庭像の創造とともに、この傾向はしだいに沈静をみせ、昭和60年にはおよそ7万7千世帯となろう。

就業者数は、夜間ベースで若干の増、昼間ベースで順調な伸びを示すものと予想される。この場合、第2次産業の構成比が減少し、第3次産業への移行が持続しよう。

所得については、産業別にみた場合には、第3次産業がウェイトを伸ばしていくものと考えられる。また、個人所得、区民1人当りおよび就業者1人当りの所得はいずれも3倍前後の増加となるであろう。これにつれて個人消費支出も3倍程度の増加率を示すものとなろう。

## 2. まちづくりの目標

本来、都市は人間のためのものであり、人間にふさわしい生活が保障されるところでなければならず、このため人間の生命と健康をなによりも大切にするという人間尊重の基本理念に基づいたまちづくりがその目標となるべきである。

しかし、今日までのまちづくりは、ともすれば産業優先の論理にかたむき、生産の場としてのまちづくりが支配的であった感さえる。このことは、一方において、たしかに都市活動を活発にし、市民生活を効率化することに寄与したが、反面大都市においてみられるような都市的諸矛盾を生じ、市民生活に多くの課題をなげかけてきた。

このような現実への反省から、これからの文京区のまちづくりは、まず区民の幸せを中心にしたもの、いかえれば福祉の論理を背景とする生活最優先主義に立脚したものでなければならない。このような認識から文京区のまちづくりの基本目標をつぎのように設定する。

### i 主 目 標

「すみずみまで生気に満ちた人間尊重のまち—区民の安全と健康をすべての施策の中心に据える高福祉都市—」

地域住民の自主的なコミュニティ形成をうながし、地域社会の暖かい環境のなかでそのしあわせを確保するため、市民の新しいコミュニティの創造を目標として、それぞれの地域における生活圏を形づくる。

まず16の住区コミュニティとこれをグルーピングした5つの住区ブロックを設定し、そこに人間尊重を基本理念として、区民生活の動向に即応した公園緑地、図書館、保育所など健康で快適な地域社会の形成に必要な不可欠な公共施設の体系的整備をはかり、豊かで明るい生気に満ちた日常生活が営まれるようなまちづくりをめざす。

### ii 土地利用の目標

「土地利用の純化と緑のネットワークの整備されたまち」

都心地域における住宅、学園、情報産業のまちとしての特色を活かしながら、土地利用の適正化をはかり、かつ豊かな緑にめぐまれ、全体として調和のとれたまちづくりをはかる。

### iii 交通施設の目標

「交通網の整備された快適なまち」

街路網に秩序を与え、地域に不要な交通を極力減少させるとともに、交通安全施設、歩行者専用道路、緑道、空中歩廊などを設け、歩行者の安全を確保する。また、

住宅地、商業地の一定地区では、自動車乗り入れ禁止による歩行者専用地域を設定するなど、人と車の分離が確保されているまちづくりにつとめる。

#### iv 公害災害防止の目標

##### 「区民のくらしを守る公害と災害のないまち」

公害は積極行政と区民の主体的な参加によってその発生源において処理される。一方、自然災害や人為的災害に対しては、都市整備とあわせて万一の災害発生時の被害を最少限度に抑え、しかも救助態勢が速やかにとられるまちづくりをめざす。

すなわち、澄んだ空、明るい太陽、豊かな緑にめぐまれ、区民の生命と財産が公害、災害から守られるまちの誕生につとめる。

#### v 教育文化の目標

##### 「学園と史跡豊かな都心のオアシス、教育と文化を育くむ生涯教育のまち」

文京区の特殊性である史跡豊かな歴史的風土が生かされ、おちついたたたずまいが保全された環境のもとで、幼児教育から高等教育まで、それぞれの能力に応じた教育が均しく受けられるまちづくりにつとめる。

社会教育においては、教養の向上と社会変化の動向に応ずるよう、だれでもが生活技術、技能、社会、経済、科学などの知識を得ることができ、さらに、増加する余暇を家族あるいは同好者が集まり、スポーツ、文化活動を手近かに楽しむことができるまちづくりにつとめる。

#### vi 社会福祉の目標

##### 「心のふれあい豊かなまち、希望と安らぎを保障する福祉のまち」

コミュニティ活動の発展にともない、区民相互の心と心のふれあいが豊かになるとともに、住民自らの手による自主的な相互扶助の精神が定着し、あわせて福祉行政が充実され、誰でもが公共・公益のサービスを均しく受けられるとともに、公害や病気から守られるまちづくりにつとめる。

また、幼児、児童や青少年がすこやかに成長し、高齢者も充実した余生を送ることができるよう環境をととのえ、養護に欠ける児童なども公的に保護されるばかりでなく、心身障害や高齢などのために働く能力のない人もすべて安全、健康かつ文化的な

生活を送ることが約束されており、たとえ病気になっても安心して充実した医療サービスが受けられるまちづくりにつとめる。

#### vii 産業経済の目標

##### 「区民にしあわせをもたらす産業のまち」

働く能力のある区民は近代化の進んだ各企業の中で、生き甲斐と自己の職業に誇りをもって働けるよう、中小企業の共同化、協業化およびシステム化などを進めるとともに、商店街の拠点再開発を促進して区民の生活圏の拡大に対応する近代商業への転換をはかる。

また、東京大学をはじめとする学園の群落は、他の地域にみられない知的生産機能の集積をもたらす、区内に国際会議場や情報センターの立地を可能にしている。今後は、新しい知的産業（シンクタンクなど）の育成とそれを軸とした産業群の発展がはかれるようなまちづくりにつとめる。

あわせて産業活動と消費経済活動のバランスのとれた安定した区民生活の確保につとめる。

#### viii 公園緑地の目標

##### 「明るい太陽と緑豊かな生活のまち」

区民が明るい太陽のなかで、豊かな緑にかこまれた快適な日常生活が営めるように、公園の規模、配置の適正化、児童遊園の増設など十分な緑地の確保されたまちづくりにつとめる。

### Ⅲ 目標実現のための基本的方向

#### (I) 基本的課題

##### 1. コミュニティ

###### (1) コミュニティに関する基本的考え方

コミュニティの概念は、これまでのところ一定したものはみられず、学者によりあるいは社会の変動によっても異なるものと思われるが、ここでは一応の概念として、昭和44年9月の国民生活審議会コミュニティ問題小委員会報告にある「近代社会において発生する各種機能集団のうち、生活の場に立脚する集団」をとることとする。

この立場からみれば、「これからのコミュニティとは、住民の自主性と責任を自覚した個人および家庭が生活の場を介して、人間としての相互信頼の基盤のうえに、各種の共通目標を実現するために形成する集団である。」といえる。

さらに、コミュニティ活動とは、究極的には地域住民の市民的自覚の高まりによって、コミュニティ自体の自主性が確立され、市民的合意が形成される方向に進むべきであると考えられる。

このコミュニティの目標として、まず第一に地域住民が社会的共同生活をしていくうに必要となる物的な生活環境の水準を確保し、第二に社会的な生活環境の水準ともいべきもの（人間交流、住民参加、市民意識）の充実があげられる。

しかし、その活動の成長過程における問題点の一つとして、地域住民が手近かに利用できる集会所その他のコミュニティ施設の不足があげられる。

そこで本区は、これらコミュニティ活動の成長を側面から援助する意味あいから、住区コミュニティ施設、住区ブロック施設、区施設などを各単位ごとにそれぞれ配置し、各地区の特殊性を十分考慮しながら、総合的体系的に整備することとする。

さらに、コミュニティリーダーの養成あるいは情報の提供などコミュニティ活動の成長に必要な条件整備を行ない、行政サービスの充実につとめる。

###### (2) コミュニティ構想

##### i 住区コミュニティ

住区コミュニティは、現在の小学校区よりやや大きい第一次生活圏の適当な広がりをもつ半径500mの圏内の地域的範囲をもって構成する。その規模は、おおむね面積が0.5km<sup>2</sup>～1km<sup>2</sup>、人口が1万人～2万人になる。この結果、文京区は第1図のように16の住区コミュニティによって構成される。

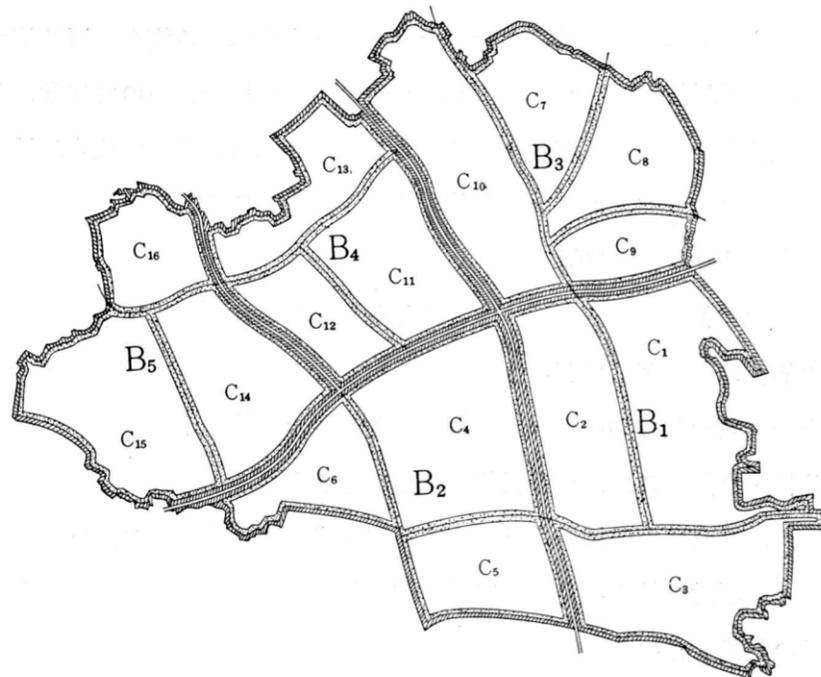
そこに第一次生活圏として不可欠なこどもの遊び場など公共施設の配置を行なうとともに、これら施設計画においては、住区コミュニティを計画単位として、体系的な整備を行なう。

##### ii 住区ブロック

相互に関連性のある住区コミュニティを地域的特性、交通事情その他の要件によりグルーピングして住区ブロックを構成することとする。

この結果、文京区は第1表のように5つの住区ブロックによって構成される。そ

第1図 住区ブロック・住区コミュニティ構成図



の規模は、人口でおおむね3万5千人～6万5千人となる。

そして、図書館や区民会館など比較的大規模な公共施設の配置計画においては、この住区ブロックを計画単位として体系的な整備を行なう。

この場合、B<sub>1</sub>（本郷地区）およびB<sub>2</sub>（小石川地区）については、区全体の地域センターとしての機能をあわせもつ本区の中心的地域として整備する。

### iii 地域センター

放射9号線南部の小石川1丁目、本郷4丁目を中心とする地区は、現在大きくはないが商業核をもっており、総合庁舎や区民センターなどの公共施設も設置されている。しかも文京区の谷線の集中してきた扇の<sup>●●●</sup>かなめにあたる場所である。ここに、B<sub>1</sub>およびB<sub>2</sub>の住区ブロックセンターの機能と区全体のセンターの機能を兼ねた地域センターを形成する。

この地域は放射9号線の建設にもなって地下鉄網も整備されつつあり、市街地再開発事業として一体的に再開発を行なうものとする。

この場合、放射9号線上に空中歩廊を設けて国電水道橋駅と結び、人と車との分離をはかるとともに、建築物はスーパーブロック方式による複合重層建築で構成する。また、この地域センターには官公庁の総合庁舎、区民のための音楽堂、美術館、会議場、教育センターなどが含まれる。さらに、これらに接して後楽地域に娯楽センターおよびスポーツセンターを整備するようにつとめる。

### iv 公共施設の体系的整備

公共施設の整備にあたっては、さきに分類した各単位（住区コミュニティ、住区ブロック等）にしたがって行なう。

これらの施設の具体的な種類と内容は、各地域の特性を十分考慮し、構成員である地域住民が身近かに、かつ多目的に利用できるものとする。

このほか、文京区の区域外に設置するのが適当な施設もあるが、いずれにしてもコミュニティ活動の健全な発展と区民の生活行動の充実に資するよう総合的、体系的に施設の整備を行なう。

住区コミュニティおよび住区ブロックなど各々の単位において必要と考えられる

主な公共的施設は、つぎのとおりである。

### (i) 住区コミュニティ施設

児童遊園・児童公園・近隣公園

乳幼児センター（保育所等）・幼稚園

児童館

小学校・中学校

区民サービス窓口

コミュニティセンター（区民集会室、老人集会室、図書室等）

公共駐車場

### (ii) 住区ブロック施設

普通公園

図書館

ブロックセンター（区民会館、青年館、勤労青少年施設等）

厚生福祉センター（区民健康管理施設、老人福祉施設、心身障害者福祉施設、児童福祉施設等）

### (iii) 区施設

#### ア 区内に設けるもの

区民文化センター（公会堂、会議場、式場、音楽堂、美術館等）

産業センター（中小企業総合指導センター、展示場等）

消費者センター（相談、指導、調査研究、展示場等）

教育センター（学校教育施設、成人教育施設等）

郷土史料館

中央図書館

総合体育館

運動公園・準自然公園

総合庁舎

#### イ 区外に設けるもの

校外施設（林間施設，臨海施設等）

区民保養施設

老人専用保養施設

青年の家，キャンプ・ハイキング場

農園・牧場

総合運動場

Ⅴ コミュニティの育成施策

コミュニティの活動内容をさらに拡充するため，区はコミュニティに必要な各種施設の整備にとどまらず，つぎのような事項についてもその推進につとめる。

- (ア) 住区コミュニティ施設の管理運営のための要員の充足とその素養の向上
- (イ) コミュニティリーダーの養成
- (ウ) 区民と区とのあいだのフィードバックシステムの確立
- (エ) 情報の提供
- (オ) 区民自身によるコミュニティセンターなどの自主的運営

第1表 住区ブロック・住区コミュニティ構成表

ブロック	コミュニティ	対象地域
B <sub>1</sub> 本郷地区 約50,000人	C <sub>1</sub>	本郷4(一部)・5(一部)・7, 湯島3(一部)・4, 向丘2(一部), 弥生1(一部)・2, 根津1(一部)・2(一部)
	C <sub>2</sub>	白山1(一部), 本郷4(一部)・5(一部)・6, 西片1・2, 向丘1(一部)
	C <sub>3</sub>	本郷1・2・3, 湯島1・2・3(一部)
B <sub>2</sub> 小石川地区 約40,000人	C <sub>4</sub>	春日1(一部)・2(一部), 小石川1・2・3・4, 白山2(一部)・3(一部), 水道1(一部)
	C <sub>5</sub>	後楽1・2, 春日1(一部)
	C <sub>6</sub>	春日2(一部), 水道1(一部)・2(一部), 小日向1(一部)・2(一部)・4(一部), 関口1(一部)
B <sub>3</sub> 駒込地区 約65,000人	C <sub>7</sub>	本駒込3・4・5
	C <sub>8</sub>	向丘2(一部), 千駄木3・4・5
	C <sub>9</sub>	向丘2(一部), 弥生1(一部), 根津1(一部)・2(一部), 千駄木1・2
	C <sub>10</sub>	白山1(一部)・2(一部)・5, 向丘1(一部), 本駒込1・2・6
B <sub>4</sub> 千石地区 約40,000人	C <sub>11</sub>	白山2(一部)・3(一部)・4, 千石1・2
	C <sub>12</sub>	小石川5, 大塚3
	C <sub>13</sub>	千石3・4, 大塚4
B <sub>5</sub> 大塚地区 約35,000人	C <sub>14</sub>	水道2(一部), 小日向1(一部)・2(一部)・3・4(一部), 大塚1・2, 音羽1(一部)・2(一部)
	C <sub>15</sub>	関口1(一部)・2・3, 目白台1・2・3, 音羽1(一部)・2(一部)
	C <sub>16</sub>	大塚5・6

2. 土地利用

(1) 土地利用に関する基本的考え方

本区は都心部とその周辺部とを結ぶ中間地域としての性格をもつとともに，漸移地帯と呼ばれる商住工の各都市機能の混在した地域である。開析谷の低地には出版印刷業を中心とした都市型の軽工業地帯が形成されているほか，医療理化学機器や衣服，家具などの工業があり，いずれも中小または零細な企業のまま存続している。

商業についてみると，日常消費をまかなう近隣小売商業がほとんどで，路線商業の形で各地区に散在しており，買まわり品などの購買は区外の上野，池袋および銀座・日本橋の3つの大商業地域を中心に行なわれている。

また，これからの動きとして，都心における業務管理機能が都心部に近接し，しか

も交通の便のよい区南部へ進出する傾向がみられる。

山の手台地の好環境の地区では、中級ないし高級の住宅が、また開析谷では密集する小住宅がそれぞれ立地し、顕著な対照をみせている。

台地の住宅地には、東京大学をはじめとして学校が多く、文教地区を形づくっており、この教育的文化的な環境を維持しながら、地域の発展にどう結びつけていくかが、今後における都市計画上の大きな課題であろう。

文京区の用途地域別現況をみると次表のとおりである。

区 分	総 面 積	住 居 地 域	商 業 地 域	工 業 地 域
用途地域別面積 (ha)	1,144.0	829.0	32.3	81.8
構 成 比 (%)	100.0	72.5	20.3	7.2
宅 地 面 積 (ha)	597.9	497.1	85.0	15.8
構 成 比 (%)	100.0	83.1	14.2	2.7

土地利用構想はこれらの現状と今後の発展の方向を十分考慮しながら「土地利用の純化と緑のネットワークの整備されたまち」をめざし、つぎのような考えを基本として、その実現につとめる。

- (i) 住民の安全と健康を守る観点から、どのような土地利用の形態が望ましいかを検討しながら、土地利用計画を作成する必要がある。具体的には、居住環境を保護し、商工業などの利便を増進するため、土地利用の純化あるいは土地の合理的利用をはかるとともに、積極的に再開発すべき地区と、環境を保全するため、無秩序な開発を制限すべき地区とを明らかにする。
- (ii) 住民の生活が健全かつ快適に営まれるためには、コミュニティの形成が必須の条件となろう。このため、まず公共サービス施設が住民の第1次および第2次生活圏を中心として体系的に整備される必要がある。
- (iii) 住区コミュニティの設定にあたっては、第1次および第2次生活圏の構成要素のひとつである生活道路を中心とした交通体系に十分配慮する。
- (iv) 地域内交通と通過交通とを分離した秩序ある全域的交通体系を確立し、宅地の土地利用計画とのバランスをはかる。

(v) 住民の消費生活の利便と区内商業の発展のために区の中心核となるべきショッピングセンター等の形成について検討を必要とする。

(vi) この土地利用構想は、区の土地利用構想であると同時に、首都圏および都における土地利用計画の一環としてとらえなければならない。したがって、国や都などの上位計画等と体系的かつ調和のとれたものとする必要がある。

## (2) 土地利用構想

この構想は、区の主目標である「すみずみまで生気に満ちた人間尊重のまち—区民の安全と健康をすべての施策の中心に据える高福祉都市—」の建設をめざして、生活環境の向上をはかり、潤いのある都市環境を積極的に形成することを基本として設定する。

### 住居地域

住居地域については、地区街路以上の道路によって分割された地域と第1次生活圏とからなる16の住区コミュニティを設け、また、第2次生活圏と主要幹線街路とから、これら住区コミュニティをグループングしてつくられた5つの住区ブロックを基本として設定する。

この際、とくに住居地域を走る幹線街路の一部を歩行者専用道路とするほか、車の入らない緑道を設け、緑の供給をはかる。この緑道はまた、ブロックセンターと結んで買物や通学のための歩行者交通の幹線とする。

#### (i) 南部住居地域 (C<sub>1</sub>, C<sub>2</sub>, C<sub>4</sub>, C<sub>6</sub>)

環状3号線以南の地域には西片、小石川、春日、小日向などの住居専用地区や東京大学があり、おおむね傾斜地で坂道が多く地区内の道路は曲りくねっている。したがって、住区コミュニティ内の生活道路やショッピング、通学などのための歩行者専用道路を重点に整備を行なう。

とくにC<sub>4</sub>地区においては、住宅と工場が混在しているため、工場騒音や自動車交通の影響を防ぐ必要があり、工場と生活道路との分離をはかるとともに緩衝地帯を設ける。

#### (ii) 北部住居地域 (C<sub>7</sub>~C<sub>10</sub>)

住居地域の無秩序な業務地化や、高層アパートなどのスプロール化を防ぐため B<sub>3</sub>, B<sub>4</sub>, B<sub>5</sub> のそれぞれのブロックセンターを中心とした一定の地域において再開発を積極的に推進する。また、区画整理あるいは市街地改造などにより、道路整備や景観の統一、公共空間の捻出をはかるとともに、過密居住環境の千駄木地区などの住宅再開発を推進し、居住環境の整備を行なう。

#### ii 商業地域

本区の商業機能は区内に大きな商業中核を持たず銀座・日本橋や、池袋、上野などに依存しており、区内では主要幹線沿いに線状商店街が形成され日常消費をまかなっているにすぎない。一方、上野、神田に接する湯島、本郷には商業地区が形成されているが、これは都心部の業務、商業機能が膨張し、スプロール化したものであり、本区の商業中核としての役割は期待できない。

また、今後、幹線街路網の整備や地下鉄網の建設によって既存の商店街は少なからず影響を受けるものと予想される。したがって、商業の繁栄をはかるためには総合的見地から商店街の適正な立地の形態をめざし、商店街再開発を強力に実施して行くことが必要である。

#### iii 工業地域

用途地域別現況をみると工業地域の占める割合は低く、全体に対する影響はそれほど大きくないが、ほとんどが住工混合地域であるための問題が多い。そのうちとくに顕著なものは補助79号線沿いに立地する小石川地区の工業地帯である。

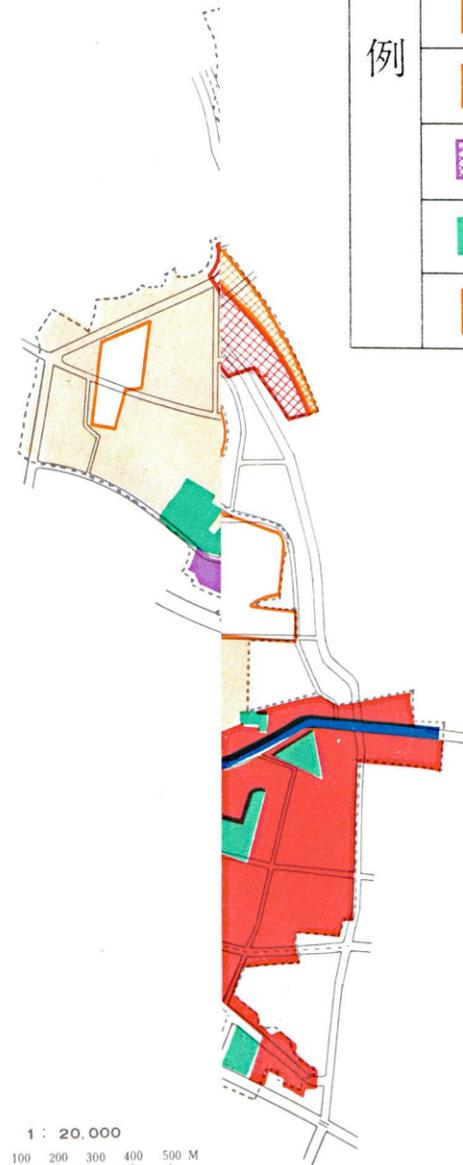
本区の工業の将来の方向については適切な予測のもとに長期的に検討しなければならないが、当面住宅地との分離をはかるため、工業地帯と住宅地との間に緩衝地帯として樹木によるグリーンベルトをめぐらせて工場からの影響を極力防止する。

また、平面的に分離不可能な地区については、下層部を工場とし、上層部を住宅とした併用共同住宅などを建設し、立体的な土地利用の純化をはかるとともに空地や緑地（人工土地の活用を含む）の確保につとめる。

#### iv 都市の環境保全と再開発

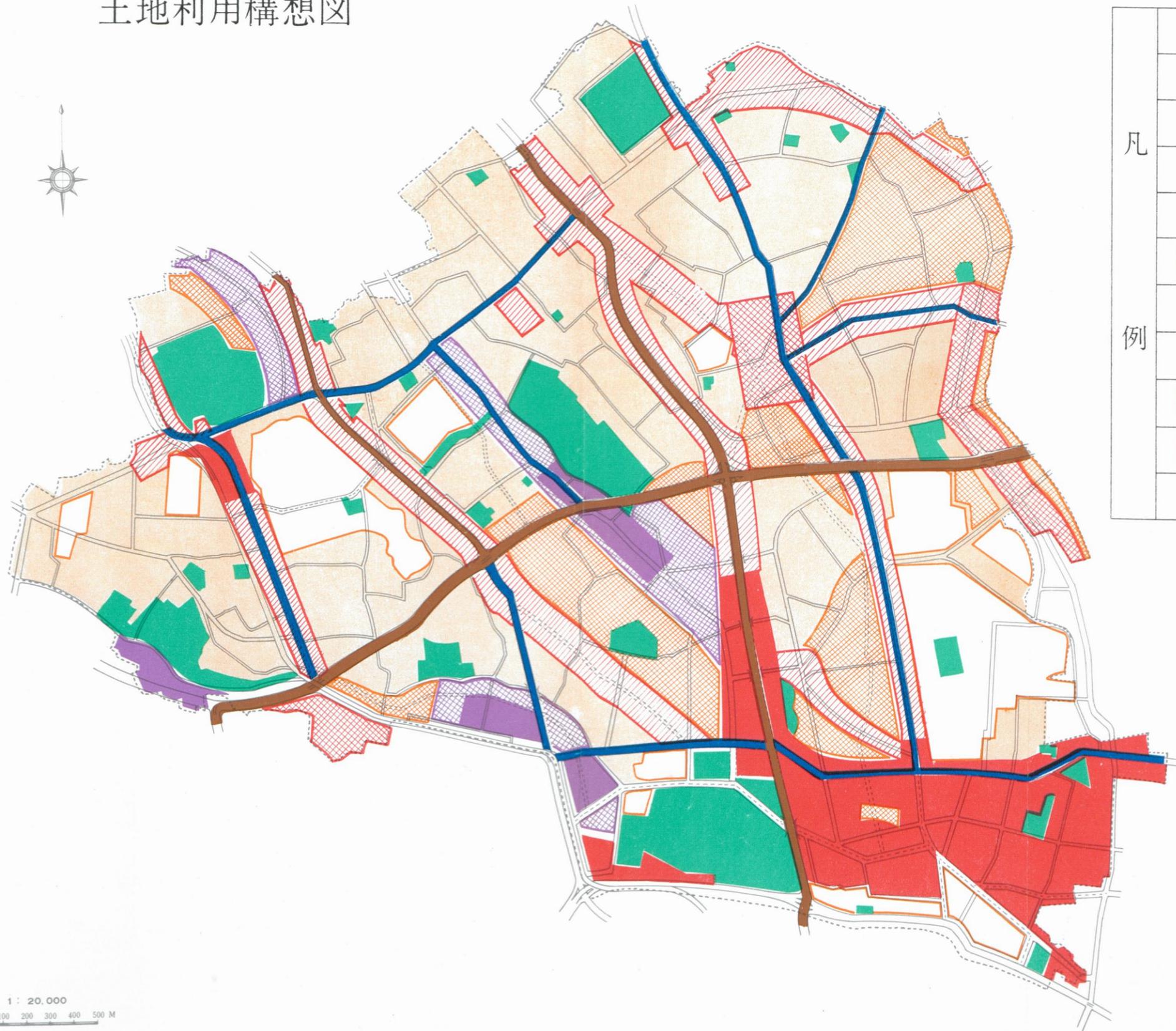
都市環境の悪化をくい止め、より良好な環境保全を目的にその整備を進める地

## 土地



凡		住区ブロック区分線
		住区コミュニティ区分線
		商業業務地域
		商業地域
		近隣商業地域
		工業地域(都市型工場)
例		低・中密度住居地域
		高密度住居地域
		混在地域
		公園緑地
		教育施設地区

## 第2図 土地利用構想図



化を防ぐため  
において再開  
より、道路整  
の千駄木地区

地袋、上野な  
消費をまか  
地区が形成  
したもので

街は少な  
ためには総  
に実施して

影響はそれ  
そのうちと  
る。

なければ  
に緩衝地帯  
とする。

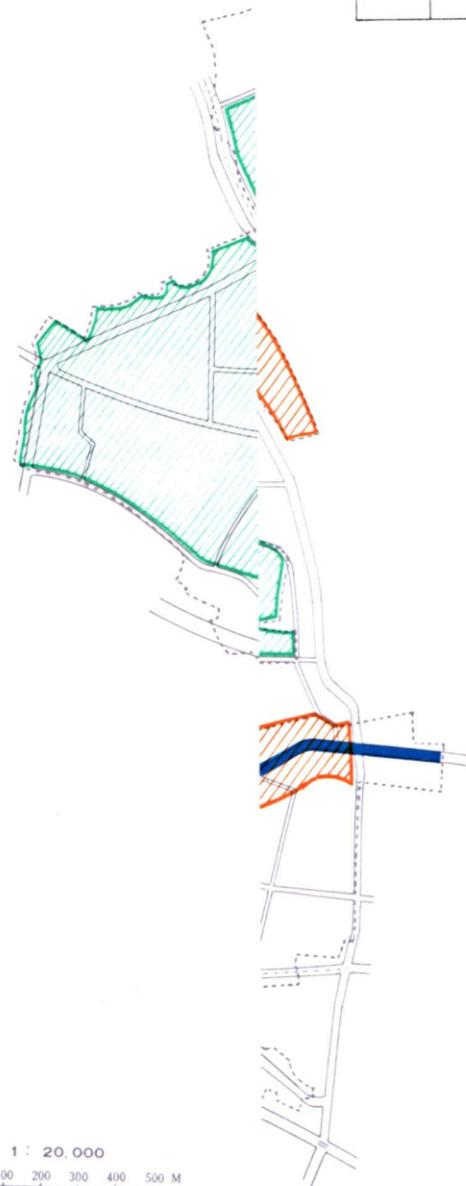
層部を住宅  
にも空地

進める地

# 再

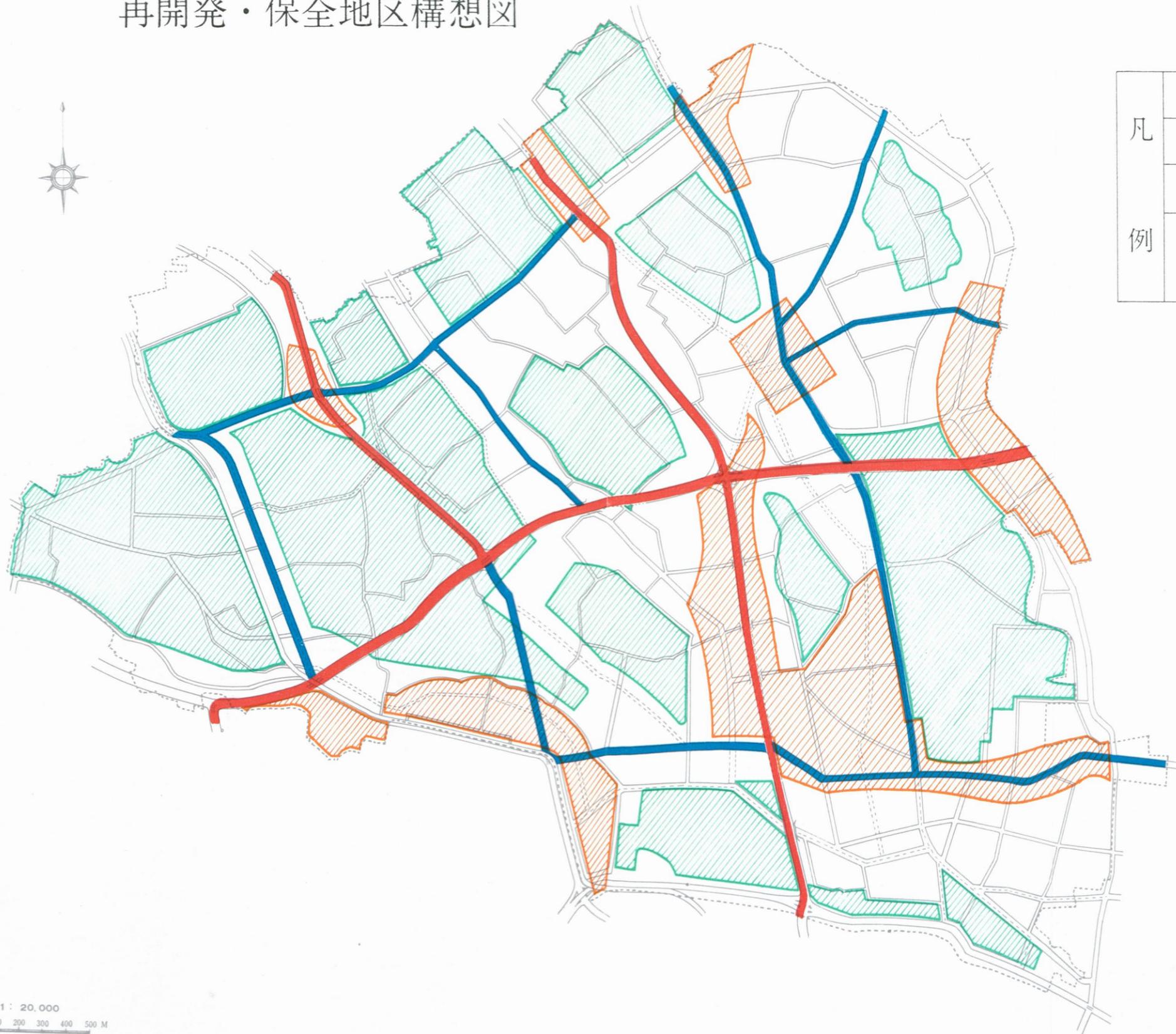


凡		住区ブロック区分線
		住区コミュニティ区分線
例		再開発地区
		保全地区 (文教環境保全地区) (景観環境保全地区)



1 : 20,000  
0 100 200 300 400 500 M

# 第3図 再開発・保全地区構想図



凡		住区ブロック区分線
		住区コミュニティ区分線
例		再開発地区
		保全地区 (文教環境保全地区) (景観環境保全地区)

1:20,000  
0 100 200 300 400 500 M

区，すなわち環境保全地区と，重点的な都市改造を行ない都市機能の一層の回復をはかる地区，つまり再開発地区とをつぎのように設定する。（第3図参照）

(i) 環境保全地区

環境保全地区としては大規模な教育施設を中心にその周辺の環境を維持しようとする文教環境保全地区と，公園や住居専用地区を中心にその周辺の景観環境保全地区とを設定する。

(ii) 再開発地区

都市再開発は，公共施設と建築物を集約立体的に整備することにより，必要なオープンスペース（広場，道路，駐車場等）を生み出すために，合理的かつ高度な土地利用によって健全な市街地の形成をはかろうとするものである。

市街地再開発事業を行なうべき区域は，低層の木造建築物が密集し，しかも区域内に十分な公共施設がなく，土地利用が細分化されているなど，土地の利用状況が著るしく不健全である地区や，ブロックセンターまたは地域センター等の地区を中心としてとくに整備が望ましい地区などがそれにあたる。

前者の例としては，人口過密で住商工の混在している千駄木，根津地区などがあげられ，また，後者としては，各ブロックセンターおよびその周辺地区が考えられる。

さらに再開発地区を選定する際の具体的基準として考えられるものをあげればつぎのとおりである。

- (ア) 密集市街地で災害（火災，震災等）の危険度の高い地区
- (イ) 公害発生によって地区の再開発（改造）が強く要請される地区
- (ウ) 衰退地区—もともと優良な住宅地区であったものが環境諸条件の悪化のため地区ぐるみ再開発を必要とする地区
- (エ) 商業機能の近代化，高度化をとくに必要とする地区

### 3. 交通施設

#### (1) 交通施設に関する基本的考え方

本区の街路網を検討するに先立ち、現在の広域幹線街路網計画の現状についてみると、環状街路網は、一般に都の西部ではすすんでいるが、北部、東部においては立ち遅れている。

また、外周の地域における環状街路は、環状街路としての形状を保ちながらも、中心部に近くなるにつれて錯そうし、複雑なものとなっている。

放射状街路においても同じように、環状6号線より内側の都心部では、放射街路相互の間隔が接近したり、あるいは交差したりして地区の居住環境を乱している。

したがって、都全域における広域計画によって計画決定されている現在の路線についても、この際、その計画路線が果たして地域住民の生活環境にとって、適当なものかどうか再検討する必要がある。

都市における街路網は、その都市に関連する諸活動に対応して効率的に機能しなければならないが、とくに幹線街路網は都市の骨格であるばかりでなく、地区街路網と提携して地域を地区に分割し、日常生活圏を限定する機能をあわせて持っている。したがって、交通を能率よく処理すると同時に、自動車交通の増大による諸弊害から生活環境を守ることが重視されなければならない。

本区は、「交通網の整備された快適なまち」を目標として、街路網に秩序を与え、不要な交通を減少させ、速度の異なるものの混在を排し、全体としての機能を十分に発揮できるようその整備につとめる。

また、歩行者の安全確保については、安全施設を設けたり、歩行者専用道路あるいは空中歩廊の設置などにより、人と車の分離をはかることを基本とする。

住区コミュニティ内における通過交通の制限を行ない、とくに児童通学路の安全施設の整備と、住宅地、商業地の一定地域における自動車の通行禁止を徹底するなどして、歩行者専用地区を設ける。これら歩行者専用地区は、人と人との出会いの場や遊び場として、地域社会のオープンスペースとなろう。

殊に、地先道路（一般に生活道路とよばれる細街路、裏通り）への車の進入は、全面的に禁止する方向で検討する。

また、街路網をその機能によって段階的に構成し、できるだけ上位道路と下位道路

との平面交差を避けるべく、可能な場所についての立体交差化を促進し、歩行者の安全の確保と円滑な交通をはかることとする。

## (2) 交通施設構想

街路網の段階構成にあたっては、その地域の環境に適合するよう、つぎの6つの街路・道路によって構成することとし、あわせてこの段階構成による街路体系をもって、住区ブロックおよび住区コミュニティ形成における地域的基準とする。

- ① 主要幹線街路（環2、環3、放8の一部、放9）
- ② 補助幹線街路（環4、放7、放8の一部）
- ③ 地区街路
- ④ 局地街路
- ⑤ 地先道路
- ⑥ 緑道

### i 主要幹線街路等

現在の南北型（放射系街路）のパターンに東西型（環状系街路）のパターンを結びつける交通体系を導入して、区内に関連のない通過交通をすべてこの路線に吸収させ、地域内交通の緩和をはかる。

本区の主要幹線街路網を構成するものとして、つぎのようなものがある。

- ① 環状系街路
  - ・環状2号線
  - ・環状3号線
- ② 放射系街路
  - ・放射8号線（川越街道）
  - ・放射9号線（中仙道）

(i) 補助幹線以外の路線との平面交差を廃し、それらの街路相互はできるかぎり立体交差とする。とくに、重要な環状3号線と放射9号線の交差する地点にインターチェンジを設ける方向で検討をすすめる。

(ii) 幹線街路沿いに現状のまま商店街や繁華街が立地することはあまり好ま

しいことではない。しかし、放射9号線の一部で地域センターとして計画される地区においては、歩行者のための空中歩廊を設けることによって、商業の立地を確保する。

(iii) 放射10号線は、主要な放射系街路であるが、これを主要幹線とすることは、住区ブロックの構成に相当でないと判断されるので、主要幹線からはずし途中から環状4号線へ、あるいは他の補助幹線にその交通量を流すようにする。

ii 地区街路等

(i) 地区街路と補助幹線によって区内交通網の骨格が形成される。地区街路の役割は、補助幹線と局地街路とを結びつけることにあり、住区コミュニティ内の発生交通は、まずこの路線に集められ、そして、上位の路線に導かれる。

一方、この路線によって住区コミュニティが設定される。

(ii) 局地街路は、地先道路から発生する交通を上位の街路である地区街路に導くためのものであり、通過交通は極力排除されなければならない。

現在の細街路網の多くは、格子状になっており、どこからでも自動車が進入できるため、このままでは住区コミュニティ内の安全が確保できない。

そこで、地区街路から住区コミュニティへの進入路の数を制限したり、路上駐車規制を行なうなど多様な措置を選択的に講じて住民の安全性を確保する。

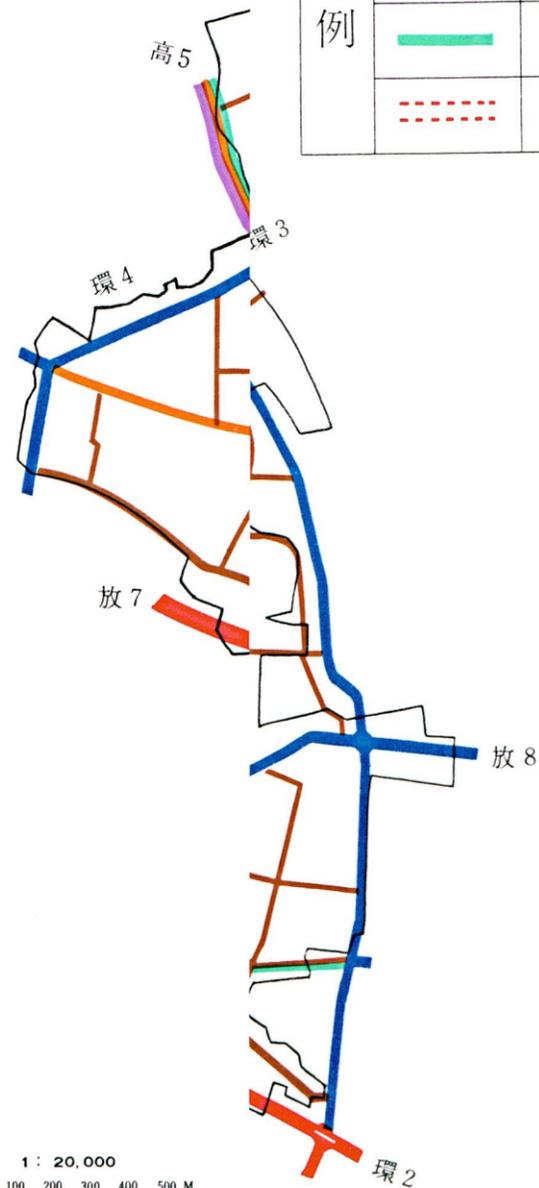
(iii) 地先道路は、局地街路から分岐して各建物に至るアプローチ道路である。

これらは、袋小路にして車の乗り入れができないようにする。そのため、駐車スペースを近くの道路のすみにまとめてとり、利用者はそこまで歩いて乗車する。

乗り入れ禁止となった裏通りは、歩行者専用道路となる。



凡		首都高速道路
		幹線街路
		補助幹線街路
		地区街路
例		局地街路
		緑道
		空中歩廊



# 第4図 街路網構想図



凡		首都高速道路
		幹線街路
		補助幹線街路
例		地区街路
		局地街路
		緑道
		空中歩廊

1 : 20,000  
0 100 200 300 400 500 M

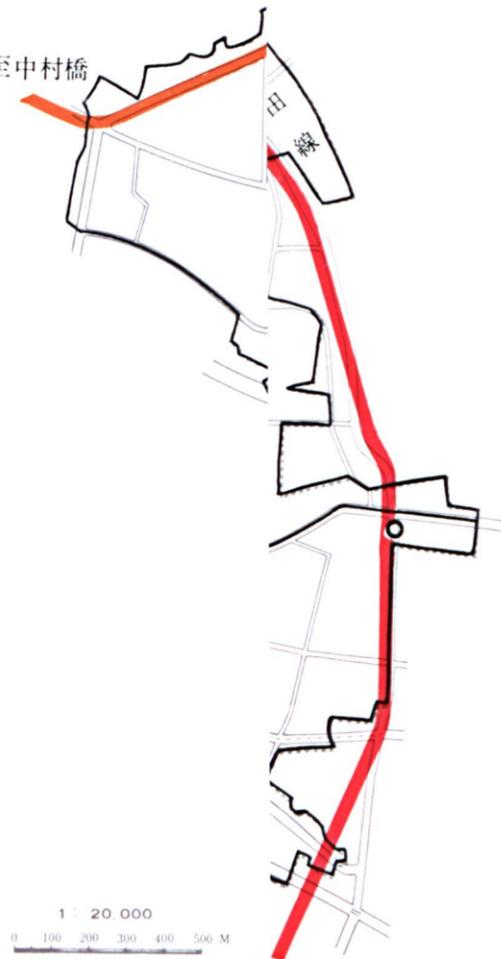


順

	番号	区間
凡	既設④	池袋～荻窪
	" ⑨	綾瀬～霞ヶ関～
例	工事中⑥	和光市～桐ヶ谷
	" ⑧	成増～銀座
	計画⑦	岩淵～目黒
	" ⑧	中村橋～護国寺

⑧ 至成増

⑧ 至中村橋



至霞ヶ関

1 : 20,000  
0 100 200 300 400 500 M

# 第5図 地下鉄網構想図



凡例	番号	区間
—	既設④	池袋～荻窪
	" ⑨	綾瀬～霞ヶ関～
—	工事中⑥	和光市～桐ヶ谷
	" ⑧	成増～銀座
—	計画⑦	岩淵～目黒
	" ⑧	中村橋～護国寺

### iii 緑道

街路網計画によって幹線街路から除外された路線の全線または一部は緑道幹線あるいは、住区コミュニティ内の緑道として緑化をすすめ、区民の遊歩道とする。

また将来、近隣公園、寺社、商店街をこの緑道でつなぎあわせ、これを歩行者幹線とし地域社会における人と人との交流あるいは住区ブロックと住区コミュニティ間の有機的なつながりを強めるきずなどとする。

また、これら緑道に植樹やベンチなどを備えて、近隣公園および児童遊園の機能を補完する役割も兼ねさせる。

### iv 交通関連施設

(i) 区内には、すでに営団地下鉄丸の内線、千代田線が走っており、また、都営地下鉄6号線が47年に開通予定である。さらに、営団地下鉄8号線の工事に加えて、7号線の計画決定もみているので、地下鉄駅新設を機会に駅前地区の面開発を中心とした整備計画の策定を再開の一環として検討しておく必要がある。

(ii) 放射系輸送機関である地下鉄網に対し、これを環状系につなぐモノレール導入を考慮する。

(iii) バス交通は、その頻発性、多方向性などの点で他の交通と比べ、より機動性を有するものであり、道路条件の改善にともなって、中距離輸送交通の中心としての機能をますます高め、地下鉄とともに今後の市街地内旅客輸送の根幹として、利用の拡大が考えられる。

そこで、地下鉄との相互連絡を効率的にするため、地下鉄駅前地区等にバスターミナルの配置をはかる。

(iv) 路線バスの円滑な運行の実現をはかるため、道路上におけるバスの優先通行権の確立、バス・ストップの改善をはかり、さらに一定時間限定された区間について、バス以外の車の乗り入れを制限する。また、大量輸送の効率化のため、街路網の整備および住民の利便に即応したバス路線網の再編成を行ない、輸送の合理的拡大をすすめる。

(v) 将来における交通は、これまでの輸送という概念を革命的に変える点にあり、とくに、個人用高速輸送システム(P. R. T)などの開発に期待する。

#### 4. 公害災害防止

##### (1) 公害防止

###### i 公害防止に関する基本的考え方

公害から区民の健康を守り、安全な日常生活を約束することは、区政におけるまちづくりの重要な課題である。

一般的にいて従来のもちづくりは、さきにも述べたごとく、生活の場として形成されてきたというよりは、むしろ生産の場としてのそれが支配的であったといえよう。

このことは、一方においては、たしかに都市を豊かにし都市活動を活発にしたが、反面、いままでの大都市にみられるような都市的諸矛盾を生じて、市民生活に多くの障害と不安をもたらした。

高度経済成長が刈り残したひずみの現象がそれであり、いかえれば大都市は公害に弱い体質になったばかりでなく、みずから公害を生みやすい体質になったともいえる。

このような反省の上に立って、これからのまちづくりは、なによりもまず市民のしあわせに視点をあてた「生活の場」の充実をめざして、生活優先主義に立脚する方向ですすめられなければならない。

しかしながら、市民生活はそれ自体、経済的な基礎の上に成り立つものである限り、資本の論理を全面的に否定するものではない。生産は生活の手段として、あるいは生活をより豊かにするものとして機能されるべきであろうし、それによってこそはじめて高い福祉の開花が約束される。

大都市における公害にはいろいろの種類があるが、文京区においてもそれは例外でない。

騒音・振動、大気汚染、悪臭、水質汚濁さらに最近では住宅の高層化、モータリゼーションの進展に伴う新しい型の公害(日照問題、光化学スモッグ等)も発生している。

文京区は住民の健康と安全を守る立場から「区民のくらしを守る公害のないまち」をめざし、公害発生時における適切な措置、発生後における完全な救済はもとより、公害発生源の可能な限りの除去に力をそそぐことを基本とする。また、大気汚染、水質汚濁など広域的処理を要するものについては周辺地域と協力して防止協定を結ぶ。

しかしながら、公害防止に関する権能の多くは、現在ほとんど国や都に属しており、早急な対策の実施は望めないが、今後における自治権拡充に伴う事務委譲に期待しつつ、さらに検討を加えていく。

###### ii 公害防止構想

###### (i) 騒音・振動防止

騒音・振動は、その発生源がきわめて多く、各所から発生する。区の最近の騒音の状況を用途地域別にみると商業地域がもっとも高く、準工業、住居地域の順になっており、苦情、陳情の発生率もこの順になっている。

印刷・製本の工場の多く密集した地域では、騒音になれてしまうことと、相互に同一職業をもっている仲間意識が先に立ち、環境騒音がかなり高くても問題になることが少ないが、これが住工混在地区になると相当深刻な問題として提起されてくる。

このほか、ビルなどの建設に伴うさく岩機や、くい打ち工事などによる騒音・振動、あるいは自動車の騒音など区民の日常生活に与える影響は大きい。

区はこれら各種の騒音や振動に対し、それぞれの環境条件に対応した規制基準にのっとり遵守義務違反者に対しては改善勧告または改善命令を行なう。また騒音状況測定網を整備して、厳しい監視の体制を確立する。

###### (ii) 大気汚染防止

大気汚染は、過去に多数の死者を出した1952年のロンドン事件や、最近の四日

市事件、さらには昨年来の光化学スモッグにみられるように、人の健康とくに呼吸器疾患と深い関係をもつものである。これらのいたましい事件は、いまさらながら大気汚染のおそろしさを実証し、人体のみならず動植物にも危害が及ぶことを明らかにした。

しかし今日では、まだ大気汚染によって受ける影響について明らかでない部分も相当に大きく、また影響を与えている物質が何であるかも解明されていないものも少なくない。したがって大気汚染とは何かの定義はさまざまであり、かつ抽象的なものとなっている。

「公害と東京都」では、大気汚染を「都民の健康で安全かつ快適な生活を営む権利を侵し、また侵そうとするような大気成分の質的量的なあらゆる変化を大気汚染と呼ぶ」と定義している。

現在明らかになっている大気汚染の主なものは、工場、ビル、自動車の石油消費量の著しい増加に伴う有害な亜硫酸ガス、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物等の排出と、これらが大気中に排出された後、光化学反応によって変質したオキシダントがあげられる。

文京区の工場は、印刷・製本等が中心であるため大気汚染源となるものは殆んどみられない。したがって主な大気汚染は自区よりもむしろ他区からの汚染拡散による影響が強い。しかし一方本区は、通過地帯として激しい自動車交通量があることにより、それに伴う排出ガスが大きな問題となっている。

この点については、国および関係機関に働きかけ、自動車の製造段階においてすべての車に排出ガス防除装置取付けの義務化を進めるとともに、無公害自動車の実用化を促進する。

さらにビルの冷暖房装置からの大気汚染については、低硫黄重油の使用を義務づけるとともに、将来の地区再開発とあわせて、熱源を転換した地域冷暖房の実施をすすめる。

### (iii) 悪臭と水質汚濁防止

#### ア 悪臭防止

悪臭もまた都市の至るところから発生しているが、とくに工場と住宅が混在している地区で、工場から発生する悪臭についての苦情が少なくない。そこでこれらの悪臭規制を強化するとともに、古い下水道の改良をすすめる。

また悪臭発生物質を使用している工場等については総点検を行ない、違反者に対しては改善勧告あるいは改善命令を行なう。

#### イ 水質汚濁防止

文京区を流れている神田川はかつては、飲料水として利用されていたが、いまではみる影もなく汚濁されて悪臭を放ち、生活環境を阻害している。

本区では下水道が一応完備しているのに、神田川に排水を流す工場はほとんどないが、上流地域からの汚濁流入の影響が大きい。この点から上流地域における早急な下水道整備が先決と思われる。

また将来、区に一つしかない神田川を浄化し、市街地における住宅環境・風致を高める見地から水面の見える都市景観を保存する方向で検討をすすめる。

### (2) 災害防止（震災対策）

現在、東京に関東大震災級の地震が発生したらどうなるかの論議がさかんに行なわれているが、当時と比べて消防力の強化あるいは、建物の不燃化がすすんできたとはいいながらも、住宅の密集、自動車の氾濫、危険物の集積などその条件は逆に悪化している。

ことに震災時、路上におきざりにされた自動車は交通まひを招き、消防活動の妨げとなるばかりでなく路上火災の原因ともなる。このほか、本区には学校や病院、研究所などの危険物取扱い場所が多く、これらの理由から第2次災害といわれる火災は大規模化、特殊化してその損害は測り知れないものとなる。

さらに、本区には戦前の古い密集住宅が残存しており、地震に弱い構造となっている。

その基本的解決方法としては、これからの建築物について耐震耐火の面から指導を強め、震災に強いまちをつくる必要があるであろう。しかし、文京区のすべてを耐震、耐火化するには永い年月がかかり、といて、科学の力で地震を防止しえないとする

ならば、いきおい区民の安全を守るためには、何よりもまず、避難場所と避難路の設定が急がれる。

一方、このことについては、広域的な面からする都の防災会議があり、その基本方針にそって、文京区もまた、毎年「文京区地域防災計画」をたて、有時に備えているが、今後さらに、総合的な防災都市計画の策定によって、はじめて抜本的な対策が可能となる。

区はとりあえず、都の防災会議の第三次答申に示された長期計画を基礎としながら、まず地震が実際に発生した場合の実態に即するよう、都で定める広域避難場所以外の場所についても調査検討をすすめるほか当面、住民の初期消火の徹底的な訓練ならびに避難訓練を計画的に実施する。

また、大震火災時においては、放射熱による周囲からの延焼の危険性が最大の問題であるので、この延焼の危険性を少なくするため、高層ビルなどの防火壁で避難場所を囲むことが望ましい。したがって、今後はできるだけこの方向で避難場所を保護することを考えるととも、避難路についても避難場所と避難地区住民との関係を十分考慮しながら、住民の安全性を第一に定めるものとする。

## (Ⅱ) 部門別課題

### 1. 教育文化

#### (1) 教育文化に関する基本的考え方

文京区は、都心に近く位置し、古くからわが国の教育・文化の中心として多くの学園と豊かな文化遺産をもち、いわゆる「文教のまち」として生成発展してきた。

しかし、最近における都市の環境の悪化は、今後ますます高まるであろう教育向上への強い欲求を十分受けとめることを困難にしており、そのために、大学などの分散を含む教育施設の再配置を検討しなければならない時期に至っている。

このことは、将来、教育・文化の場としての文京区の性格なり、役割に多少の変容を迫る要素となってきたが、この構想における文京区の立場はあくまでも現在の特色をそのまま生かし、さらに止揚して、今後とも「学園と史跡豊かな都心のオアシス、教育と文化を育くむ生涯教育のまち」を目標に、学校教育、社会教育、文化財保護をそれぞれ充実し、学園都市としての性格が一層明確となるよう条件を整えていくことを基本とする。

教育の本来的な役割は、社会の形成者として、自己の判断と行動に責任をもち、主体性と創造性に富んだ幅広い教養を備え、社会の進展に寄与できる人間の育成につとめることである。

すべての人間が、潜在的に持ち合せている豊かな可能性を、教育によって開花させることが「教育の近代化」であるとすれば、「教育の民主化」は個人のもっているさまざまな個性と能力をひき出し、思考し、創造する力を十分に伸ばし育てることであろう。

戦後、わが国の教育水準は量的な面では、飛躍的な発展をとげ、なかでも義務教育就学率は99.9%とすでに満度の域に達しているが、質的な面においては、教育のマス・プロ化にともなう教育の一般化、画一化が目立ってきている。

文京区の教育もまた、この反省のうえに立って、「量から質へ」の充実ということ

が課題となっており、とくに取り残された恵まれない分野（特殊教育）に対する量、質両面の充実をはかっていかなければならない。

また、<sup>①</sup>「これからの教育」は、単に学校という限られた場においてだけ行なわれるものでなく、学校はもちろん、家庭、職場、地域社会などを含めた社会のあらゆる環境で、しかも人間の一生をとおして行なう学習、いわゆる生涯教育という立場ですすめられなければならない。

したがって、豊かな人間性を育む教育環境の醸成を中心としながら、人間の生涯における各時期に、いかなる問題に直面し、その解決のためにいかなる学習を必要としているかを見定め、それぞれの分野における教育の機能を有機的な<sup>②</sup>連けいのもとに、体系化しておく必要がある。

## (2) 教育文化構想

### i 幼児教育の重視

幼児教育は、生涯をとおした人格形成の最初の段階であり、いわば、人間形成の方向づけを決定する第一歩といえる。

この時期の特質は、自他の区別が不十分であるが、あらゆることに興味や関心を持つことであり、こうした経験や活動のなかで、思考、心情が伸長していく。現在、幼児教育に対する需要が急速に伸びているが、幼児教育にとって家庭教育がもっとも重要であり、さらに保育所や幼稚園などの集団生活をとおして、市民としてのルールを身につけながら社会への適応力を深めていくことがなによりも大切なことである。このためには、健全な家庭生活が営まれることがまず必要であり、保育所、幼稚園は、家庭と十分<sup>③</sup>連けいを保ちながら、幼児教育の一貫性をはからなければならない。

### ii 家庭教育としつけ

こどもの社会的適応能力は、家庭から近隣地域へ、あるいは幼児教育機関、学校へとすすむ生活領域拡大の道程の中で育成される。

しかし、いずれの場合でも、家庭は最も基礎的な生活の場としての意義をもち、生涯をとおしての行動規範の原型は、家庭のしつけを中心とする教育的配慮に負う

ところが大きい。

したがって、今後とも変動が予想される社会に適応できるための、新たな家庭教育機能を再認識し、こどものしつけに対する指導原理の確立とその具体的な展開をはからなければならない。

家庭を中心に形成された社会的適応力の原型は、学校教育の場において、さらに拡大深化され、自主性と連帯性を背景とする市民意識の形成へと高められる。

したがって、そこでは家庭と学校とのしつけの一貫性が要請されるし、また、親（家族）と教師（学校、社会）との期待の一致が望まれる。

そのためには、家庭と学校とが相互補完の機能を果しながら、それぞれの役割を分担できるような教育体系の確立を急がなければならない。

### iii 学校教育

家庭教育がこどもの生涯における人格形成の第一の関門であるとすれば、学校教育は第二の関門といえる。

現在の教育制度とその運用は、形の上ではたしかに民主的な形態をとっているが、教育の民主化本来の眼目である児童、生徒の個性を伸ばす指導という面からみて、果たしてひとりひとりの適性、能力に応じた教育が行なわれているであろうか。

今日の教育では、児童、生徒のもっている能力と個性を伸ばすための教師の周到な努力と指導がもっとも大切である。

本区においては、この「教育の民主化」という基本理念にもとづいて、情操教育、健康教育、科学教育の振興を学校教育推進の三つの柱とする。

#### (i) 心の交流を深める教育

断絶の時代といわれている今日、豊かな人間性を回復させる教育を行なうため、とくに教師と児童、生徒および児童生徒相互間に血のかよった愛情のきづなが生まれるよう配慮する。

それには、なによりも情操教育の振興が重視されなければならない。

本区は、長年にわたって情操教育を提唱し、その実践につとめてきたが、さらにこれを強め、今後はひとりひとりの児童、生徒に対し、きめの細かい指導に徹

していく必要がある。

そのために、教育相談あるいは教科指導をつうじて各個人の能力、適性の発見につとめるとともに、児童、生徒と教師の間に暖かな交流の実があがるよう教育課程全体をとおして指導する。

また、情操教育の徹底をはかるためには、恵まれた自然の背景をもとに、適性、能力が涵養されることがのぞましく、そのため、従来の移動教室を拡充して、総合的な学習ができる校外学校を建設して、大自然に直接触れ得る学習環境をつくり出し、人間回復、人間尊重を基調とした教育をすすめることとする。

#### (ii) 健康教育

本区の児童、生徒の体格は比較的すぐれているが、一方体力の方は、必ずしもこれと平行していない。

このことは、都心部に育つこどもたちの一般的傾向でもあるが、なかでも投力、懸垂力など腕、肩の力が劣っているといわれている。

また、昭和39年および昭和42年に行なった中学生の運動能力テストの結果をみても、文京区の地域的環境や校庭の狭いさが生徒の体力に大きく影響していることがうかがわれる。

文京区は、つぎの世代を担うこども達のたくましい身体づくりを目標に、早くから健康教育を実践してきたが、今後も体力づくりを重点に多角的な立場から成果があがるようつとめる。

このための学習指導の充実や狭い校庭、校地をできるだけ広げる方向で検討することはもとより、体力づくりのためにつぎのような特別教育活動の充実をはかる。

たとえば、朝礼時、昼休み、放課後等の時間を利用して行なわれる教育的営みが計画的になされるよう配慮する。

また、年間をつうじて、体力を高めるためにトレーニングルーム等施設の充実を積極的にはかっていくこととしたい。

#### (iii) 科学的態度の育成をめざす教育

現代社会における科学技術の進歩はめざましいものがあるが、一方、科学技術の発展はいわゆる人間疎外を招きやすく、とくに自然にめぐまれない本区の現状においては、児童、生徒が豊かな自然の中で、心のやさしさを養う機会が少ない。したがって、自然をとおして新しいものを創造していく能力や情緒的態度にやや欠けている面がみられる。

これらの欠陥を補うために、つぎの点に留意しなければならない。

都市の中で、自然の残されている唯一の場所である公園を保護し、自然科学的環境の育成につとめ、児童、生徒が自然をとおして、鋭い観察力が養えるようつとめる。

また、科学的態度の育成は、単に知識の注入にとどまらず、児童、生徒の思考過程を中心として捉え、創造的能力の育成に重点をおくこととする。

このほか、学習指導内容の改善につとめ、教材、教具の整備をはかるとともにティーチングマシンやその他の教育機器を導入して、学習の機械化と指導技術の多角化、能率化をはかっていくものとする。

#### (iv) 教育環境の整備、充実

本区の将来予測では、人口の漸減傾向にもかかわらず、児童、生徒の数は、むしろ増加するとの推計がなされており、若干の学級増加が必要となろう。

したがって、これに備えて普通教室、特別教室の増設をはかるとともに、本区最大の課題である校地の拡張についても、施設の立体化を含めて有効面積の拡大をはかり適正な規模となるよう積極的な施策を行なう。

また、校舎改築にあたっては可能な限り高層とし、必要によっては、コミュニティのセンター的役割を果たす施設を組み入れていく。

これによって、学校が生涯をつうじての教育の場となり、コミュニティとの連帯性を一層深めていくものとする。

また、児童、生徒の通学条件、とくに交通事故対策としては、通学路の確保と交通規制によって、登下校時における交通事故の絶無をはかるとともに、将来は、住区コミュニティ計画に関連した安全、適切な通学圏の設定をはかる。

#### (v) 特殊教育の充実

知的または身体的に恵まれない子どもたちについては、教育相談をつうじて適切な指導を行ない、すべての子どもが能力に応じた教育を受けられるよう特殊教育の充実につとめる。

また、一般的な特殊教育の充実をはかるほか、肢体不自由児、弱視難聴児、情緒障害児、精神薄弱児等の心身障害児ならびに身体虚弱児等に対する特殊学級、養護学校等の諸施設についても、都と協調しつつ、その整備をはかっていくこととしたい。

#### iv 社会教育

今日の激しい社会情勢の変化は、一方において余暇時間の増大を招くとともに、他方においては、技術革新にともなう学習ニーズと学校教育との間におけるギャップを顕在化しつつある。

とくに、労働時間の短縮や日常生活の合理化、さらに平均寿命の伸び等による余暇時間の増加は、将来大きな社会問題となることは明白である。

この余暇時間をいかに有効に活用するか、また、それをいかに受けとめるかが最も広義な意味での社会教育であり、同時にそれが必要とされるゆえんでもある。

本来、社会教育とは、あくまでも市民による自発的な学習活動が基礎となっており、その終局にある目標は、コミュニティ活動の育成強化にある。

このような認識の上に立って、社会教育の構想をつぎのように設定する。

##### (i) 生涯教育の一環としての社会教育

今日、教育は家庭教育、学校教育および社会教育の三本の柱からなり立つといわれている。

そして、この三つの柱を一環した認識のもとで有機的に<sup>●●</sup>つなげさせつつ体系化することがすなわち、生涯教育の中心的課題である。

したがって、生涯教育とは、単に幼児から老人に至るまでの一生涯にわたって、その学習意欲に対応するプログラムを提供することのみではなく、むしろ、この三分野を相互に明確化し、かつ、合理的な区分のもとに<sup>●●</sup>つなげいを保つことが

もっとも重要なことである。

このため、各分野ごとに、生涯教育の観点に立って指導方針を再検討するための、社会教育委員または連絡協議会制度を創設する。

##### (ii) 住民意識の高揚

過去百年におよぶ歴史的教育過程から、われわれの意識の中から教育イコール学校教育のイメージが抜けきれず、さらにそれは与えられ、教えられるものという観念が固定化してきている。

しかしながら、社会教育の本質がさきにものべたとおり、その形態において、あくまでも市民の自発的学習であるべきであり、今後はこうした意識を払拭するために、社会教育活動をつうじて、積極的かつ継続的に啓発していく必要がある。

このような意味から、現在行なわれている各種の開設学級も、あくまでも自主グループを育てるための媒体として捉えるべきである。また、社会教育がコミュニティの育成を終局的目標とするものである点から、現在各方面でおこりつつある各種の住民運動も社会教育の面から捉え、高いレベルにおける市民的合意が形成されるよう配慮されなければならない。

##### (iii) 社会教育体系の確立

ア 各分野の機能を明確にし、有機的<sup>●●</sup>なつなげいをはかる

社会教育は、教育全般から学校教育を除く部分（社会教育法）であるという消極的ではあるがきわめて広範囲なものとして定義づけられていることが、ひいては今日の社会教育の担当する分野を不明確なものとし、相当の混乱が生ずる原因ともなっている。したがって、社会教育体系の中で各分野のそれぞれの機能を明確にするため、合理的な基準を設定しなければならない。

第一には、国や都および区との階層的区分における分担を明らかにすることであり、第二には、消費者教育、職業教育にみられるような横断的区分（社会教育課とそれ以外の行政機構が担当している分野）を合理的な基準により再編成することであり、第三には、行政機関と民間の役割を明確にしておくことである。

イ 社会教育行政の機能を純化し、専門性を高める

社会教育行政の中心機能を自発的学習意欲に対応させるための援助機能として位置づける。

その援助機能を大別して、社会教育団体に対する財政援助と助言機能に集約する。

後者からは、必然的に専門職員の充実が要請され、採用から昇任に至る一環した専門職制度の確立が望まれるとともに社会教育関係情報機能の強化がはからねばならない。

ウ 社会教育施設の整備をはかる

社会教育施設の貧困が、現在の社会教育活動の停滞をもたらしていることは否定できない。

そこで、施設の整備充実には特に重点をおかれなければならない。これには、量的充実と質的強化の二つの方向がある。

量的側面については、コミュニティ計画の理念にもとづき、各コミュニティ段階に対応する施設を設置することであり、区全域を対象とする情報センターとしての社会教育センターから各住区コミュニティの小集会室に至るまで、区民の日常生活に密着し、かつ多種多様な要求にこたえられる施設体系のもとに配置していくこととしたい。

また、質的な面からは、現在の施設が、ややもすれば貸部屋のな面しか持ちえない実情から脱皮し、さきの専門職員を施設ごとに配置あるいは派遣し、住民の窓口としての助言機能を十分に発揮できるものとするとともに、多様化する要求を適切に吸収するようパイプとしての役割を果たさせる。

一方、施設内容についても未組織住民とくに勤労青少年の多く存在する点に留意し、単なるグループ提供型から個人利用を中心とした設備の強化につとめる。

さらに、これからの施設は、集会室およびスポーツ施設までを含めた複合的施設であることが望まれる。また、住区コミュニティ施設として、学校教育と

社会教育との友好的<sup>●●</sup>連けいを保つうえから既存学校施設の利用についても、従来の閉鎖的な態度を改め積極的な姿勢のもとに進めていかなければならない。

この点については、また、図書館施設について典型的にいえることである。

従来、ややもすれば狭義の図書館機能にとじこもりがちであった面を反省し、今後は、住民の文化センターとしての位置づけを行ない、その方向で施設内容等を改善していくものとする。

エ 学習プログラムの多様化と体系化

社会教育が市民の自発的学習であるとしても、それを啓発し、育成していく役割をもつ開設学級、講座等を見捨てることはできない。

これらの開設学級、講座等については、第一に、多様化している住民の学習意欲を各種調査をとおして的確に把握し、第二にこれを基にして、生涯をつうじての多様な学習意欲に対応するためのプログラムを用意し、第三にこのプログラム相互の体系を整備することに重点をおく。

とくに、自主的なコミュニティ育成の観点から、小・中・高校生あるいは一般青年、成人、婦人、老人等各層の自主リーダーの発見と育成につとめ、これを核としながら積極的に市民相互の連帯性の確立を促し、たくましく行動する市民エネルギーの組織化をはかる。

(iv) 芸術・文化の振興

余暇時間の活用をとおして人間性、自主性の回復への願いは、今後一層高まるであろうが、これに対応して、市民の豊かな情操を育てあげるために、創造的生活を基調とする芸術文化活動を推進しなければならない。

また、文京区は、東京における文化の中心地として、他の地区にも影響を及ぼすことを考慮し、とくにこの面における活動を重視していかなければならない。

i 地域的な芸術・文化の振興

社会経済の変転めまぐるしい現代社会にあって、市民の芸術、文化に対する憧れは強く、この欲求は、人間性の回復という面からも、もっとも基本的な欲求として重要な位置を占めている。

これに対する施策は、国や都のレベルにおける十分な施策が前提となることはもち論であるが、特別区という地域的な立場からの施策も重視されなければならない。

その際、区は単なる施設の整備にとどまるだけでなく、精神環境面からのアプローチを行ない、市民の自主的な文化活動の発展のために、コミュニティを中心とした基礎的な芸術、文化が、将来開花しうるような土壌の育成につとめる。具体的には、

- ア 児童、生徒の情操、人格を豊かなものとする音楽、演劇、絵画の鑑賞と児童、生徒自身の手によるこれらの創作活動の育成
- イ 地域におけるアマチュア芸術の創作および文化活動に対する助成制度などがあげられる。

## ii 文化財保護

文化財は、先人のすぐれた文化活動の所産であるとともに、郷土史あるいは歴史文化の正しい理解のために欠くことのできない貴重な資料である。

したがって、文化財の保護とは、単に残された芸術あるいは史跡を保護することにとどまらず、それらをとおして、その時代時代の諸制度や風俗、歴史を理解するとともに、さらに、この上に新しい文化を築いていくための基礎として確保しておかなければならない性格のものであり、われわれは、現代に生きる者として、これらをつぎの世代に受けつぐ重大な責務を有している。

文京区には、このような貴重な文化遺産と史跡が多数存在しているが、地域ぐるみの理解と協力をもとに、その保存と活用をはかっていく。

そのためには、

- ア 文化財保護思想の普及など住民意識の高揚につとめる。
- イ 文化財、史跡の実態把握と文京区固有の生活文化、生業に関する民俗資料の収集を行ない、文京区独自の史跡、文化財史の集大成を行なう。
- ウ 地域の歴史、風俗を記録し、これらを記念する郷土史料館の設置をすすめる。

また、区は今後すすめられる再開発によって、これら貴重な資料が失われることのないよう配慮するとともに文化財保護に結集された区民意識をもとに、歴史的、地域的連帯をさらに一層深めていく施策を展開していくこととする。

## 2. 社会福祉

### (1) 社会福祉に関する基本的考え方

この基本構想を貫いている人間尊重の考え方は、これからも時代の推移を問わず常に普遍的な原則として、行政における中心的地位を失うものでない。

社会福祉をより一層向上させるためには、現在三つの路線があると考えられている。

その第一は、行政の責任による国の制度や地方自治体の行政施策の確立であり、第二は、地域住民による自主的な協力活動であり、そして第三には本人や家族の自発的な努力である。

この三つが均衡をもってすすめられたとき、はじめて、住民の生活が守られ推進される。このうち第一の行政における施策の確立が基本路線であるとともに、それが福祉国家建設の眼目でもあることはいうまでもない。

しかしながら、行政の責任による高福祉実現の経費は、結局のところ同じ国民の負担によるものであることを忘れてはならない。

このような観点から、最近ある新聞の論説で「レジャーのためにこどもを施設に預ける親がふえてきているというが、一部にせよ、家庭における親の育児責任を、これらの施設に転嫁しようとする傾向も見られる。」と指摘している。これは一つの例であるとしても、現在、何でも行政に肩替りしようとする安易な風潮がみられるが、このような場合にも果たして他の国民が負担すべきかどうか、将来はその需要内容など十分論議される必要がある。

また一方、行政における福祉施策がかなりすすんだとしても、それだけで社会福祉の完璧が期し得られるかの問題が残る。行政における施策には本来つねにその能力に

限界があるからである。

その一つは法制上あるいは財政上の規制があること。次に行政の施策には無差別平等の原則があり、対象者に対し定められた基準による措置を平等に行なわれなければならないが、これに対し対象者のもつ問題や悩みは千差万別であって、この点からすべての者に一様な問題解決の満足を与えることはむずかしい。この間隔を埋めて補完作用を担当するのが、すなわち第二にいう地域住民の自主的な努力なりコミュニティ・ケア活動である。

社会福祉における目標を「心のふれ合い豊かなまち」としたのもこの意味からであり、ここにも地域住民の自主的なコミュニティ形成は不可欠な要素である。自覚されたコミュニティは、いくつかの試行錯誤をくり返しながらもやがては社会連帯、相互扶助意識の中で次第にコミュニティ・ケアの役割を果たしてゆくものとする。

行政における各種の施策のほか、将来にわたってとくに大切な役割は何かといえば、それは社会的に最も弱い、いいかえれば、本人および家族あるいは地域住民の努力をもってしても、なおかつ困難な面に対して、手厚い施策を用意することであろう。

その中心課題として児童福祉、老人福祉、心身障害者(児)福祉があげられるが、これらの課題の解決にあたっては、つぎの点を基本的な考え方として積極的に取り組むこととする。

(ア) 事後的保護対策にとどまらず、予防的対策を重視し、労働、教育、住宅、所得、医療などの関連施策との有機的連けいをはかる。

(イ) 対象者が少ない重度心身障害者、ねたきり老人などの対策は、在宅および通園サービスを主眼とする。

(ウ) 地域ぐるみのボランティア意識の育成をもとに、民間社会福祉事業およびボランティア活動を振興し、公私一体となって社会福祉を推進する。

## (2) 社会福祉構想

### i 児童福祉

児童は、社会にとって共通の財産であるとともに明日の文京区繁栄の担い手でもある。したがって、豊かな情操と高い知性を持ち、自主的な判断によって行動でき

る人間像をめざして育成されなければならない。

このような理念を実現するために、児童の主要な生活の場である家庭を核としながら地域社会の暖かい環境の中で、そのしあわせを確保していくことが要請される。

児童福祉における家庭の基礎的役割である「こどもの養育」「しつけ」は、核家族化という一般的すう勢の中にあっても、本来的な機能として最後まで残るであろうし、むしろその厚みを加えていくものとする。

### ア 施設

本区は、児童に対する家族の理解の上に立って、地域の協調を得るため、住区コミュニティに児童対象の必要施設を設けるものとする。

とくに乳幼児に対しては乳幼児センターを設け、乳幼児の生長過程における保育に関する相談機能をもたせる。

このセンターには保育所を併置することも考えられるが、主として住区コミュニティ内の乳幼児全員のおかかっている環境あるいは保育者の有無等を記録しておくこととするほか、一般的なしつけに対する相談、集団の遊びに対する指導を行なう。とくに虚弱児、未熟児については、関係ある施設に連絡のうえ適切な措置を講ずるものとする。

小、中学生に対しては、児童館をセンターとして、こどものクラブ活動など集団に参加することをつうじて社会性、自律性を養い、ルールの遵守、個性の伸長をはかる方向で運営する。

また、住区ブロック施設として、児童福祉センターを設ける。

ここには児童指導員、心理判定員、言語治療士等を配し、各施設からの要請によって派遣指導する。さらに、会議室、宿泊施設を設け、会議室では指導員の研修、親の研修会などを行なう。

### イ 保健衛生

こどもは、身体的に未熟なため病いに対する抵抗力が弱い。したがって、母親をはじめ家族全員がこどもの健康管理について共通の理解をもち、家庭のしつけ

の中で能力段階に応じた保健衛生習慣の形成を計画的に行なう必要がある。

この保健衛生教育の体系化をもとに、家庭、学校、地域社会におけるこどもの健康管理の一貫性と、それぞれの役割分担を明確にする。

また、こどもの健康管理は、胎児の段階から行なわなければならない。したがって、結婚前後をつうじた教育を重視し、結婚から出産、母性や乳幼児の健康など母子一貫した管理が行なわれるよう、その普及と向上につとめる。

また、コンピュータを利用して、出生から一生をつうじた健康状態を把握できる区民健康管理カード・システムの採用を検討する。

## ii 老人福祉

老人は、かつて家族の活動主体として働き、地域発展にとっても社会的功績を担ってきた世代である。したがって、これら老人のもつ貴重な経験と知識を十分に生かしながら新しい社会における機能分担を可能にすることが文京区の将来にとって重要であろう。

このため、第一に老人の健康管理、生活保障の十分な体制確立をすすめて、社会的、経済的弱者である老人の位置をまず安定させることが必要である。

このうちもっとも大きなウェイトを占める経済的保障については、国のレベルでの抜本的な保障構想を求め、老後の生活全般に亘る水準確保を促がす。例えば、どの年金制度もその支給開始年齢と職場の定年時期が一致し、かつ生活が保障されるよう年金の水準が引き上げられる。また、高齢者の医療費も、年金制度の中において扱うこととなり、完全給付がはかられることとなる。

老人にとって心身機能の減退は避けることができないものであり、病気に対する不安を強いものとしている。この病気に対する不安を取り除くための適切な措置を講ずるとともに、保健所、医療機関との<sup>・</sup><sub>・</sub>連携をはかり、総合的な健康管理体制を確立し、健康の維持ならびに向上を促進する。

さらに介護の必要な老人に対しては、老人養護ホームの誘致、ホームヘルパー制度の充実、孤独な老人の話し合いに応ずる体制を整えるなど、広く精神衛生面の環境整備を促がす。

第二に、老人みずからによる社会参加の積極的意欲の開発、参加活動機会の増大をはかる。老人に対する本区の意識調査によっても、能力を十分活用してくれる生きがいのある生活を何よりも望んでいるが、これは社会参加をつうじて新しい老人像の確立を求めているものであり、このため老人クラブ、寿学級などの集団行動面の充実と、さらに老人専用の教養機関を設ける必要がある。

そして第三には、老人が家族内における新しい座を回復し、こどもを軸とした核家族を原型に、そこに老人を加えた理想的な家庭形態の確立をはかる。

以上を基本としつつ、さらにきめ細かい施策としてつぎのものがあげられる。

## ア 住宅対策

高層住宅の建設にあたっては、特定階層を高齢者の専用とし、老人ホームも小規模なものを住居地域のなかに設けるなど、地域社会が高齢者を包み込むようなものとする。

## イ 就業対策

これからの生活は最低限度保障されるので、老人の就業も生きがいを求めて、より高度な生活につながるものとなろう。さらに日本経済も引き続き発展するので、労働力も不足気味となり、企業側からも積極的に開発するものとなろう。

また、区としても、住区コミュニティ内の活動分野を開拓し、就労の場の拡大につとめる。

## ウ その他の施設対策

住区コミュニティにつくられる寿会館が老人の身近かな会館として利用されるのに対し、老人福祉センターは児童福祉センターと同様寿会館を統合する機能を持ち、専門員をここに配するとともに、機能回復訓練施設も整備し、寿会館でおこなえない訓練を実施する。

## iii 心身障害者(児)福祉

まず、心身障害児の発生を未然に防止するための体制を確立することが基本である。そのために、衛生教育や保健指導を通じて母性の健康管理を徹底し、先天的な障害の発生の絶滅をはかると同時に、疾病に対する予防措置あるいは交通、産業災

害等の各種傷害に対する安全対策を樹立し、後天的な障害からも区民を守る。

一方、障害者に対しては、それぞれ障害の種類や程度に応じて、技能の修得、職業訓練、リハビリテーションをつうじて社会的自立をはかる。そのためには相談活動、医療、補装具の給付など援護対策を強化する。

また国に対し、その関連施設の体系的整備と、とくに重症者を収容する国立コロニーの建設を要請する。

在宅障害者に対しては、ホームヘルパー制度の拡充、家庭における訓練等の援護体制の充実をはかる。また障害者の自立については、区民全体および企業者の理解と協力のもとに、適職の開拓と、就労が円滑に行なわれるようつとめる。

コミュニティセンター内に、心身障害者(児)が利用できる小規模の心身障害者施設を設け集会室などの提供のほか、各種相談にあたる。

厚生福祉センター内における心身障害者センターは、コミュニティセンターにある心身障害者施設を統合する機能を持ち、住区ブロック内に住む心身障害者(児)の障害の種類、程度などを記録した台帳を備えておく。

この施設では、機能回復訓練や言語治療、職業訓練などを行ない、社会復帰への訓練と就職のあっせんも行なう。

#### iv 青少年福祉

青少年の健全育成には、大人の理解と自覚とがまず必要である。それには家庭、学校、職場、地域社会など、青少年をとり巻く諸環境の快適化、浄化が先決であるが、とりわけ家庭の健全性が基礎となろう。そのため体系的な成人教育活動をすすめる、両親の積極的な参加を促がすとともに、気軽に相談が受けられるような体制を整える。

また、働く青少年の勤務時間短縮などによる余暇時間の増大に対し、その健全利用をはかるため、各種の自主的な青少年グループを育成、組織化する。

一方、住区コミュニティごとに整備される青少年ホール、あるいは住区ブロックに作られる勤労青少年センター、公園や体育施設などの健全施設の拡充整備につとめる。

住区ブロック施設としての勤労青少年センターには、各種相談員、指導員をおき、住区コミュニティごとに設けられる青少年ホールの連絡調整および青少年グループの連絡を行なう。

休日などに利用する施設としては、区外施設として、青年の家、キャンプ場、総合運動場等を設け、自主的に参加させることとするが、個人で参加する者には、指導員が行動を共にし、グループ参加への手助けをするものとする。

### 3. 産業経済

#### (1) 産業経済に関する基本的考え方

文京区は千代田、中央、港、台東の各区とならんで、昼夜間人口の流動性や学術、文化面などの社会構造において都心区と共通する一面をもっているが、経済的機能面からみれば、その都心性は地理的条件のみにとどまっている。都心的経済的機能の特徴は、国の中枢管理機能としての巨大企業の本社および中央行政機関の立地にとまなう情報センター的機能の存在であり、他方には都内有数の繁華街と娯楽街をもち、卸・小売商業がともに高い販売力強度を有しているものであるが、文京区は出版印刷など一部の情報関連産業を除いて、これらの機能をもち合わせていない。

すなわち、文京区は都心に対する住宅と文教施設の提供者であり、都心的産業と郊外的産業との漸移地帯としての性格を有しているものといえる。

文京区の産業構成をみると、まず都心産業の滲透したものとして、出版印刷業があげられる。これは都心に存在する情報センター機能に附随して発生し、今日では文京区の産業の中枢的地位を占めるまでに発展した。

郊外産業の主なもの縫製、家具製造業などで、これは台東区から区内に滲透してきたものである。

このほか文京区で独自の発展をとげたものに医療機器業がある。これに日用品小売商業、サービス業としての教育関連機関、旅館その他の部門が加わって文京区の産業を形成している。

これらの業種は相互に密接な社会的分業関係を結び、概括的に次のような特定地区

を形成している。

- ア 小石川・白山・関口・後楽地区等、区の西半分を占める出版印刷業界
- イ 千駄木・根津地区の縫製、家具業界
- ウ 本郷・湯島地区の医療機器業界
- エ 本郷地区の団体用旅館街
- オ 後楽地区を中心とする娯楽街

いま、文京区の産業について将来の動向をみると、出荷額の伸び率および特化係数から推して、工業では印刷出版、精密機械(特に医療用機械)、縫製、家具製造業などが今後も発展するであろう。

近い将来、社会が工業化社会から情報化社会へ移行するといわれているが、それは知的生産価値の割合が現在に比して非常に大きくなるということであって、生産の具体的基盤が物的生産にあることに変わりはない。

また文京区における工場の大部分が経済基盤の弱い中小零細企業で、かつ多種少量生産型の工場であり、その地域社会や産業構造に深く根をおろし互いに共存している関係から、この地区を離れて存立することはきわめて困難な条件にある。

これらの地域特性の中であって、しかもその零細性を脱皮し、いかに社会の要請に合致した工業構造の高度化をはかるかが今後の課題であり、そのための適切な再編成が必要である。

つぎに商業についてみると、区内に卸売機能はほとんどみられず、小売機能にしても食料品小売を中心とする最寄り品販売が中心で、買まわり品の買物頻度が低いことから、販売力強度も低い。したがって、成長持続の見通しは明るくないが、これを乗り越え、商業に繁栄をもたらすために、核的存在となる商店街の形成や、施設の近代化などによる販売力の強化を公私一体となって研究しなければならない。

サービス産業は、一般的に今後の発展が期待され、その成長性において製造工業とらぶものである。サービス産業には多種多様なものがあるが、文京区におけるサービス産業は教育・学術研究機関がその中枢で、他に对个人サービス業として旅館業および後楽地区を中心とする娯楽業、対事業所サービス業では広告・調査・情報サービ

ス業などが主なものである。このうち情報・学術研究機関などの知識産業は社会構造変革のなかで、新分野を開拓しながら発展していくものと予測されるが、これら機関が個々ばらばらな現状にあるので、将来はより高い次元の知的産業をこれに加え、その体系化をはかることがとくに望まれよう。

旅館業については、その存立条件が強いといわれているものの、最近たてられるホテル等の施設が一般的に大型化しているなかであって、ひとり文京区の施設は取り残されている観がある。

そこでいままでの実績による優位性を活かす方向で施設、設備の改善をはかることが必要である。

いうまでもなく、地域産業の動向は住民の経済生活をはじめ、生活環境に直接、間接に大きな影響を与えるものであり、それだけに区の産業の発展の方向は、地域社会の健全な発展に寄与するものでなければならない。

以上の認識に立って、本区産業経済振興に関する将来の方策は、都における中枢管理機能の強まりと広域化の方向にそって、飛躍的な発展が期待される知識産業や出版印刷業を中心とした「未来を拓く情報産業のまち」をめざし、究極的には「区民にしあわせをもたらす産業のまち」づくりを理念としつつ、産業経済の各分野にわたって、施設と制度の整備改善を促進することとする。

これにより、産業の育成はもち論のこと、区民の安定した所得および消費経済生活を確保する。

## (2) 産業経済構想

### i 産業全般

#### (i) 近代化の推進

企業の近代化の基本は、経営者自らが企業体質の改善と強化に専念することであるが、本区も中小零細企業の構造改善の推進に必要な施策を極力講ずるものとする。

施策の実施にあたっては、企業が内外環境の変化に円滑に適應できるよう、情報の提供や経営指導の強化につとめるとともに、一定の企業については、事業の

転換について積極的な指導を行なう。またこれらの近代化について総合的かつ強力に推進するため、中小企業経営指導センターなどを含む産業会館の設置をはかる。

#### (ii) 生産性の向上

設備の充実、生産および経営技術の向上、新製品の開発、事業規模の適正化ならびに協業化・共同化を促進し、生産性の向上をはかる。あわせて中小零細企業構造の高度化を促進する前提となる企業相互の組織化をはかる。

#### (iii) 環境の是正

中小企業をとりまく不利な環境を改善するため、事業分野について、大企業との調整をはかる。とくに中小企業の資金調達の不利益を是正するため、業種形態の実情に応じた金融対策を積極的に実施する。

また労働環境や労働条件の整備、改善を指導するとともに、福利厚生に関する施設の整備および制度の確立をはかって、労働力定着の確保につとめる。

### ii 工業

文京区の工業は出版印刷を筆頭に、衣服・織物・家具装備品、金属製品製造業、精密機械が主力業種となっている。これらはいずれも代表的な中小企業々種で、しかも住居と工場とが分離せず、混合地区の様相を呈している。この状態は街の美観を損なうばかりでなく、騒音、悪臭などの公害の発生や、火災などの危険をもたらしやすい。

一般に混合地域における零細企業対策として、郊外への移転と団地の形成、あるいは合併による企業規模拡大という方向が考えられやすいが、文京区の場合、地域の同業者や異種企業とのあいだに複雑な社会的分業関係が形成されているので、同種企業だけの移転は零細企業成立の根拠を奪うことになりかねない。また合併による性急な規模拡大は、零細企業の最大の強味である家族労働の持続を困難なものとし、雇用労働力化による労働コストの上昇をもたらすことになる。

そこで、文京区の零細企業対策は、共同化・協業化およびシステム化を基本的な指導理念として、企業の合理化をはかることを主体とする。またこれを促進するた

め、各企業の立地条件、取引先の状態、資本力、経営力などを的確に判断し、具体的にプログラミングする指導体制の確立をはかる。

### iii 商業

文京区の商業は食料品小売を中心として、飲食店、織物衣服身のまわり品小売、家具、什器類小売その他で構成されており、中小商店がその大半を占めている。

区民は、高額の買まわり品などについては日本橋・銀座・上野・池袋など他の地域で充足しているのが現状である。

小売商業の動向は、区民の消費経済生活に最も敏感に影響する。したがって、小売商業の振興と安定した流通は、そこに働く企業主や勤労者の収入の安定を約束するばかりでなく、区民全体の経済生活にとっても重要な意味をもっている。

そこで、現在文京区には国電の駅もターミナルもないが、今後の地下鉄網の整備とあわせて、交通便利な場所を選定し、総合的な立場から拠点再開発を行ない、そこに中核となる商店街を形成して、区民の購買力の吸引をはかる。また文京区は文化的志向度、流行品志向度が他区と比べて高いことなどを勘案し、日用品を中心とする商業から、区民の生活圏の広域化に対応した近代商業への転換をはかる。さらに商店街の再開発にあたっては、これまでの商店街を脱皮し、面的な大型共同ビルによる不動産経営の手法を加味することなどにより、所得の安定をはかるよう指導する。

以上の施策を実現するため、助成制度（融資等）の整備改善をはかるとともに、経営者および従業員の研修強化につとめる。

### iv サービス業

サービス業は文京区の産業にとって今後ますます大きな比重をもつことになるが、その実態は多様で、製造工業のようなまとまりをみせてはいない。しかし、現代の社会が工業社会から高度知識産業社会・情報化社会への移行過程にあることと、現在本区産業に占めるウエイトの大きさからして、将来サービス産業の中心となるのは情報および知識関連産業であろう。

文京区には東京大学をはじめ、多くの学園施設と各種の調査・研究機関および知

識・情報関連産業が存在するが、これからの高度知識産業社会に即応していくためには、これらを背景とした知的生産機能の集積をはかることが必要である。例えば、文京区を全国的あるいは国際的情報センターとして機能的に位置づけ、さらに新しい知的産業の創造とそれを軸とした産業群の発展をはかることなどが考えられる。そのためには、各種の研究所、大学の研究機関、シンクタンクなど、知識生産的機能をもつものと、情報処理サービス業、情報提供サービス業などの体系化をはかることが前提となろう。

またサービス産業のうち、もっともまとまりをみせているものに旅館業がある。その大半は主に修学旅行生徒を対象とした団体旅館で、本郷地区に集中して旅館街を形成している。現在他地区に、これほどまとまった施設がないこともあって、相当の実績を上げてはいるが、将来の見通しについては必ずしも明るくない。旅館の多くは学生用下宿が転換したもので、設備も十分でないうえに、交通条件も決して良好ではない。現在旅客輸送をバスに頼っているが、その駐車場の設備もほとんどない状態である。地方行楽地の団体旅館や都心の観光およびビジネスのためのホテルなどが大型化・デラックス化し、駐車場設備も整えてきている中で、文京区のそれは立遅れているといえよう。

また一般に、近い将来、旅行者の主体が団体から個人に、修学旅行が都会から地方に転換するのではないかという予測もある。しかし、団体旅行が急になくなるものでもなければ、一国の政治、経済、文化の中心である首都東京に対する地方在住青少年の憧憬が簡単になくとも考えられない。また都心区に、これに代わるまとまった施設が新設される可能性もほとんどないことからすれば、樂觀は許されないとしても、文京区の団体旅館の存立条件は案外に根強いとみることができるであろう。

そこで区は、旅館業育成の立場から、団体旅館ばかりでなく一般旅館も含めて、将来の存立をはかるため、企業の共同化を含め、時代に即応した大型化、高層化、設備の近代化など経営の合理化について指導を行なう。企業の共同化による事業内容としては共同受注、管理共同体（駐車場、従業員宿舎、計算センター等）などが

ある。また一方、ビジネスホテルへの転換もあわせて考えることが必要であろう。

つぎに娯楽業は、将来余暇の増大とともにサービス産業のうちに大きなウェイトを占めるようになると思われる。そこで後楽地区を中心とする現在の娯楽街にあわせて、さきに述べた核となる商業地区にもそれぞれ娯楽センター的施設を併置する。これにより、より多くの人々を外から吸引することができ、中心街に繁栄をもたらすと同時に、ひいては本区商業全体のレベルアップを可能とする方策ともなるう。

### (3) 消費生活構想

商業主義の過熱化につれ、消費者はそこから生ずる各種の弊害に悩まされるようになった。新製品の続出は安全、衛生面に問題のある商品を店頭にならべさせ、宣伝の激化は誇大広告を氾濫させ、一層消費者の判断、選択を誤らせる結果となっている。また企業の寡占化が自由な競争を阻害して、一方的に消費者へ高価格の商品を提供している。

さらに、企業や流通機構の近代化のおくれ、土地の投機化などから、依然として慢性的な消費者物価の高騰がすすんでいる。

これまでには確かに経済の発展は企業側の産業活動によってもたらされてきたということが出来るが、これからは産業活動と消費経済活動の両面から経済の発展を考えていかなければならない。

しかし産業の活動基盤に比べ、消費経済の活動基盤は皆無に等しいので、消費生活の安定をはかるためには、この消費経済活動の基盤づくりを積極的に推進しなければならない。

そこで区民の消費生活の安定をはかるため、つぎの施策を推進するものとする。

#### (i) 消費者組織の育成

消費者の組織化をはかり、その発言力を強め、消費者の利益をまもる。

#### (ii) 消費者センター建設

消費者活動の基盤としての中心的機能をもつ施設を建設し、教育、指導、相談、調査研究、情報提供、展示などを行なう。

### (iii) 業者指導

消費者保護のための情報の提供や、品質・価格の適正表示などの指導を行ない、安全、衛生、適正価格の確保につとめる。

### (iv) 流通機構の改善整備

国や東京都における物資流通の改善施策とタイアップしながら、区内業者の協力を求め、価格形成の適正化をめざし、流通機構の整備改善につとめる。

## 4. 公園緑地

### (1) 公園緑地に関する基本的考え方

都市にあって、公園・緑地は次第に失なわれていく自然を回復する場所であるばかりでなく、そこに住む人々が健全な生活を営むうえに欠くことのできない施設でもある。それは市民にやすらぎと活力を与えると同時に、こどもにとって遊び場であり、青少年の運動と情操教育の場でもある。またその一部は災害時における避難場所としての役割をもになっている。

ヨーロッパやアメリカの都市では早くからこれらの整備につとめてきたため、住民1人当たりの公園面積は広く、ワシントンの45.2m<sup>2</sup>は例外としても、ニューヨークおよびケルンの19.0m<sup>2</sup>、ウィーンの15.5m<sup>2</sup>、ロンドンの22.8m<sup>2</sup>など、いずれも10m<sup>2</sup>~20m<sup>2</sup>の広さを有している。

これに比べわが国では、過去に幾多の災害の教訓を経てきているにもかかわらず、公園や広場の整備は立ち遅れている。近年ようやくこれらに対する認識が高まってきたが、土地政策の貧困や市街地における土地の絶対量の不足などにより、用地の取得が困難なため、都市の1人当たりの公園面積は、全国平均でもいまだに2.43m<sup>2</sup>（昭和44年4月現在）にとどまっている。

東京都および文京区の公園面積は次表のとおりで、文京区の1人当たりの面積は都および区部平均に比べかなり上まわっているが、全国平均におよばないうえ、都市公園法（以下「法」という。）に定める標準6m<sup>2</sup>からみれば充足率は21.7%、児童遊園と準公園を含めても35.0%にすぎない。

区分	文京区		23区		東京都		
	か所数	面積	か所数	面積	か所数	面積	
公園	都立(普通)	3	189,968 m <sup>2</sup>	52	4,456,857 m <sup>2</sup>	59	5,850,025 m <sup>2</sup>
	区市町(近隣)	24	104,926	591	3,027,745	728	4,246,924
	小計	27	294,894	643	7,484,602	787	10,096,949
園	1人当たり		1.30		0.83		0.89
準公園	児童遊園	47	18,700	1,017	553,105	1,294	796,958
	準公園	1	161,590	25	3,200,012	47	3,300,466
	小計	48	180,290	1,042	3,753,117	1,341	4,097,424
合計	75	475,184	1,685	11,237,719	2,128	14,194,373	
1人当たり		2.10		1.25		1.26	

※昭和44年4月現在、ただし文京区は昭和46年4月現在

公園緑地に代表される広場は、いわば人間的な自由と、人と人との語らいを通じて、コミュニティの形成につながる要素であると同時に、あとに続く世代に残す遺産でもある。

そこで本区は、「明るい太陽と緑豊かな生活のまち」をめざし、少なくとも法に定める公園の市街地標準面積1人当たり3m<sup>2</sup>をこえることを当面の目標として、積極的な整備をはかることを基本とする。

### (2) 公園緑地構想

#### i 近隣公園

現在本区における近隣公園は区立24園で数のうえでは相当高いレベルにあるが、1園の平均面積は4,372m<sup>2</sup>で、法に定める標準面積2ヘクタールの1/4~1/5にあたり、1ヘクタールをこえるものはわずか大塚公園と江戸川公園の2園にすぎない。

そこで将来は住区コミュニティごとに2園（1園1ヘクタール以上）を目標に、新設あるいは既設公園の規模拡大につとめる。

また都市計画小公園に計画決定されている水道端公園やお茶の水公園などの実現をはかることとする。

#### ii 普通公園

区内でこれに該当するものは現在、都立の小石川後楽園、六義園、新江戸川公園の3園のみである。

将来は住区ブロックごとに1園の設置を原則とする。しかし理想的な普通公園を造成するには10ヘクタール以上の広大な用地が必要であって、この広大な用地を取得することは非常に困難である。そこで区としては、すでに都市計画大公園に決定されている小石川公園、豊島ヶ岡公園、江戸川公園など、およそ33ヘクタールにおよぶ公園の実現と整備につとめることとする。

またこのうちの1園を選定して、武蔵野の自然を復元した情緒豊かな「準自然公園」を造成し、その一面に郷土史料館などの建設をはかる。

### iii 運動公園

区民の健康増進のために、運動とレクリエーションの場としての運動公園を建設する必要がある。そこで現小石川運動場を中心に、後楽1丁目から春日1丁目におよぶ地域を運動公園として開発、整備につとめる。

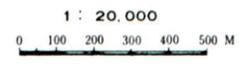
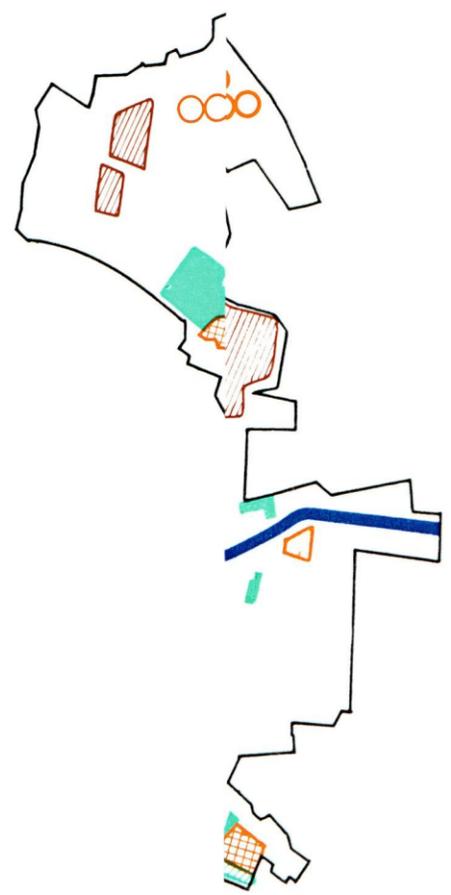
### iv 児童公園および児童の遊び場

法に定める児童公園の設置標準は誘致距離250m、敷地面積2,500m<sup>2</sup>である。本区には現在これに該当するものはないが、これからは既設児童遊園の規模拡大や新設などにより、面積的に標準を満たす児童公園を住区コミュニティごとに1ないし2園設置することにつとめる。

また児童遊園については、現在47園を有しており、1園の平均面積は398m<sup>2</sup>とあまり広いものではない。

しかしながら、これらの児童遊園はその役割からみて、小規模なものとやや規模の大きなものを取りまぜて数を多く配置し、しかも年齢に応じて自由に選択ができるよう配慮する必要がある。さきに行なった基礎調査からも、ある年齢段階においてかなり人気のある遊園でも、他の年齢段階にはまったく人気がないという結果がでている。そこで少なくとも小学校高学年児童、同低学年児童、学齢前幼児などに大別して、その段階に合った内容を整え、できるだけ重複兼用をさけるように配慮する。

凡	現		都市公園(普通・近隣)
			児童遊園
			大規模施設
例	構		住区ブロック区分線
			住区コミュニティ区分線
			都市計画公園(決定分)
			近隣公園(位置未定)
			児童公園・児童遊園(位置未定)
	想		区指定緑地



第6図  
公園緑地構想図



現 状		都市公園(普通・近隣)
		児童遊園
		都指定緑地
構 想		大規模施設
		住区ブロック区分線
		住区コミュニティ区分線
		都市計画公園(決定分)
		近隣公園(位置未定)
		児童公園・児童遊園(位置未定)
		区指定緑地

1 : 20,000  
0 100 200 300 400 500 M

年齢段階別児童遊園を大別すればおよそつぎのとおりである。

- ① 高学年児童向——オープンスペース……キャッチボール，集団あそび
- ② 低学年児童向——変化のあるあそび場……あそびの多様性
- ③ 幼 児 向——あそび具によるあそび場

これらの児童遊園を児童の比較的多い住区コミュニティに重点的に配置していく。

以上各種公園の構想面積を総合すると，およそ110ヘクタールとなり，区民1人当りの面積は約5m<sup>2</sup>となろう。

このほか交通施設構想において述べたとおり，緑道に公園機能を補完する位置づけを行なうほか，将来，学校施設の開放についてもそれぞれあそび場の体系の中に位置づけていく。

さらに，学校その他公共施設の緑化をはかるとともに，寺社や空地などを緑地に指定し，自然的景観の保全につとめる。

## Ⅳ 今後の検討課題

この構想の実現は、文京区の課題であると同時に区民全体の課題でもある。

区民はそれぞれ住みよい文京区をつくる共同責務を有し、反面このような住みよい地域社会に生活する権利をもっている。

この構想の中で、コミュニティ活動をいかに形成し、またどのような性格をもたせるかが大きな問題として残るが、地域コミュニティは、あくまでも行政によって作られていくものではなく、住民相互の理解と協力による自主的なものとして自から発展させていくことが必要であろう。

したがって、ここではそれらインフォーマルな課題には一応触れないこととし、主として行政の面における今後の課題について検討を加えていくこととした。

基本構想の主目標である「すみずみまで生気に満ちた人間尊重のまち—区民の安全・健康をすべての施策の中心に据える高福祉都市—」は文京区という一定の地域社会において、新しい時代に即し、よりよい生活を営もうとする、いわば区民の最大の希望を表現したものであるが、この構想の具体化にはひとり文京区ばかりでなく近隣区にもおよぶもの、国・都あるいは区民に期待するものなどを包含している。

したがって、この実現にあたっては国・都はもちろん、区民との密接な連けいのもとに広域的、多元的に行政を推進する必要がある。

また一方、都市化の進展により、行政需要はますます増大し、その内容も高度化することが考えられるので、行政組織の改善、EDPSの導入などをつうじて能率の向上、体質の改善をすすめ、時代の要請にこたえていくとともに、機動性ある科学的行政を強め、常に創造的奉仕の精神をもって積極的に区民サービスを提供し、区民のよりよい生活の実現に寄与することとする。

### 1. 行政組織と行政能率

行政組織は行政を民主的かつ能率的に運営するために整備拡充されなければならない。その際の基本的考え方は第一義的には常に、行政サービスが区民の立場から、区

民のためにいかに行なわれるかという観点に指標がおかれなければならない。その上に立ってはいじめて能率的処理、すなわち社会の変動に敏速に即応していくための組織構造の一体化、機能化がはからなければならない。

#### (1) 行政組織の改善

- i トップを補佐助言する専門スタッフ制の採用と、これを効率的に執行する実施部門の強化
- ii 人事自主権の確立と計画的人事運営による人事管理の適正化
- iii 区民の総力を結集して区政を進展させるための区政と区民の結合の強化

#### (2) 行政能率の向上

- i 事務配分の適正化による部門別機能の強化
- ii 行政のトータル化をめざす住民情報、地域情報、内部情報の一元的処理
- iii 窓口事務の統合化
- iv 電子計算システム(EDPS)の採用による行政事務の改善
- v 進行管理の体系的実施

## 2 権限上の課題

この基本構想を実現するために必要な区の権限は、現在のところ極めて限られたものである。

本区は、住民に密着した事務事業は本来的には区が行なうべきであるという姿勢で、国や都に対して区への権限移譲を積極的に働きかける。とくに都区間の事務再配分は、区民の利益を確保し、かつこれを保障するものとして極めて重要なことである。

## 3. 財政上の課題

この基本構想のうち、とくに区の権能に属する事務事業については積極的に実現をはかる。このため、これを担保するための財源確保として、事業の性格に応じた受益者負担制度あるいは民間資金の導入をはかるとともに、国・都の支出金や地方債発

行、交付公債制度についても深い配慮を求める。

しかし、究極的には何よりも財政自主権および計画的財政運営の確立が強く要請される。

本区は、自主財源の拡大および長期財政計画の策定につとめるとともに、財政支出にあたっては限られた財源を重点的に配分し、その投資効率を高めるよう努力する。

#### 4. 国・都等の協力と区の先導性

この基本構想は、文京区における総合的な将来展望であって、その実現には国・都その他の関係団体の協力に負うものが多い。

したがって、とくに国や都の新たな計画策定にあたっては、この構想を最大限に尊重するよう要請していかなければならない。あわせてまた、文京区の区域内で活動している公共企業、民間企業に対してもこの構想を最大限尊重するよう要望する。

区は、これらの事業が現実に実施されるさい、相互に効果を減殺し合わないよう調整するとともに適切な先導を行なう責任を有する。

#### 5. 目標具体化の方向

基本構想は、区民生活の未来像について、その実現のための基本的方向を示したものであって、必ずしも直接具体的な施策手段と結びついたものではない。したがって、この構想を前進させるためには、具体的な目標値の設定を含む長期基本計画の策定とそれに基づく実施計画の策定が今後における必要な課題である。

## 付 表

付 表

1. 基本指標

区 分	単位	実 績 値			予 測 値			
		昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年
人 口	千人	237	259	253	234	227	224	222
夜 間 人 口	千人	237	259	253	234	227	224	222
年 令 別 構 成 比								
0~19歳	%	36.9	33.6	29.9	26.7	27.4	29.5	30.1
20~64 "	%	59.2	62.0	64.9	66.7	64.6	60.9	59.1
65~	%	3.9	4.4	5.2	6.6	8.0	9.6	10.8
昼 間 人 口	千人	267	305	330	344	360	376	392
流 出 入 人 口								
流 入 人 口	千人	83	114	152	184	208	229	247
流 出 人 口	千人	53	68	75	74	75	77	77
流 入 超 過 人 口	千人	30	46	77	110	133	152	170
世 帯 数	千世帯	53.3	70.4	74.3	78.5	78.9	78.4	77.6
世 帯 数	千世帯	53.3	70.4	74.3	78.5	78.9	78.4	77.6
1 世 帯 当 り 人 員	人	4.44	3.69	3.41	2.98	2.88	2.86	2.86
就 業 構 造								
就業者数(夜間ベース)	千人	105	127	134	131	131	133	134
就 業 構 造								
第 1 次 産 業	%	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
第 2 次 産 業	%	36.2	38.4	36.6	35.2	34.4	33.9	33.6
第 3 次 産 業	%	63.7	61.5	63.3	64.7	65.5	66.0	66.3
就業者数(昼間ベース)	千人	107	137	162	179	193	206	217
所 得								
個 人 所 得	百万円	—	—	88,688	161,615	240,540	345,746	472,529
産 業 別 所 得 構 造								
第 1 次 産 業	%	—	—	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
第 2 次 産 業	%	—	—	36.6	35.3	29.3	27.4	25.6
第 3 次 産 業	%	—	—	63.3	64.6	70.6	72.5	74.3
就業者1人当り所得	千円	—	—	662	1,234	1,831	2,603	3,530
区 民 1 人 当 り 所 得	千円	—	—	350	690	1,058	1,541	2,129
個 人 消 費 支 出	百万円	—	—	68,338	116,298	171,313	245,480	330,770

2. 男女別・年齢階級別人口

(単位：人)

区分	実績値			予測値			
	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年
総数	236,971	259,383	253,449	234,340	227,374	224,370	221,930
0~14才	58,799	51,255	42,638	41,882	44,623	47,230	46,189
15~19	28,576	36,011	33,097	20,655	17,605	19,010	20,557
20~24	33,530	40,523	42,242	36,189	25,576	22,508	23,960
25~29	24,534	30,145	28,434	26,981	26,140	16,977	14,918
30~34	17,905	20,662	21,038	19,237	19,134	18,473	13,827
35~39	14,331	16,003	17,176	17,206	16,237	16,239	14,658
40~44	13,696	13,403	14,236	15,298	15,336	14,691	14,069
45~49	11,817	12,792	12,057	12,707	13,748	14,082	13,036
50~54	10,204	10,981	11,492	10,596	11,702	13,102	13,394
55~59	8,141	9,279	9,773	10,056	9,890	11,249	12,717
60~64	6,119	7,005	8,005	8,181	9,184	9,302	10,660
65~69	4,500	5,030	5,778	6,538	7,259	8,373	8,521
70~74	2,774	3,391	3,814	4,463	5,391	6,160	7,147
75以上	2,045	2,903	3,669	4,351	5,549	6,974	8,277
総数	121,212	133,746	128,162	116,659	111,776	109,242	108,037
0~14	30,006	26,291	21,748	21,458	23,160	24,950	24,777
15~19	16,162	19,997	17,274	10,345	8,996	9,963	10,867
20~24	19,621	23,876	24,090	20,173	12,528	11,269	12,290
25~29	12,640	16,722	15,657	15,061	13,967	7,294	6,720
30~34	7,922	10,034	10,611	9,562	9,639	8,533	5,939
35~39	6,338	6,816	7,938	8,031	7,730	7,703	5,783
40~44	6,497	5,810	5,993	6,931	7,491	7,247	6,643
45~49	5,867	5,960	5,189	5,204	6,665	7,275	6,621
50~54	5,031	5,306	5,283	4,592	4,982	6,580	7,095
55~59	4,122	4,511	4,603	4,610	4,351	4,884	6,468
60~64	3,007	3,437	3,827	3,741	4,174	4,082	4,596
65~69	2,099	2,417	2,735	3,110	3,307	3,803	3,708
70~74	1,191	1,511	1,775	2,053	2,500	2,743	3,153
75以上	709	1,058	1,439	1,788	2,286	2,916	3,377
総数	115,759	125,637	125,287	117,681	115,598	115,128	113,893
0~14	28,793	24,964	20,890	20,424	21,463	22,280	21,412
15~19	12,414	16,014	15,823	10,310	8,609	9,047	9,690
20~24	13,909	16,647	18,152	16,016	13,048	11,239	11,670
25~29	11,894	13,423	12,777	11,920	12,173	9,683	8,198
30~34	9,983	10,628	10,427	9,675	9,495	9,940	7,888
35~39	7,993	9,187	9,238	9,175	8,507	8,536	8,875
40~44	7,199	7,593	8,243	8,367	7,845	7,444	7,426
45~49	5,950	6,832	6,868	7,503	7,083	6,807	6,415
50~54	5,173	5,675	6,209	6,004	6,720	6,522	6,299
55~59	4,019	4,768	5,170	5,446	5,539	6,365	6,249
60~64	3,112	3,568	4,178	4,440	5,010	5,220	6,064
65~69	2,401	2,613	3,043	3,428	3,952	4,570	4,813
70~74	1,583	1,880	2,039	2,410	2,891	3,417	3,994
75以上	1,336	1,845	2,230	2,563	3,263	4,058	4,900

3. 流出入人口

(単位：人)

区分	実績値			予測値			
	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年
流入人口	82,944	113,905	152,197	184,100	208,400	228,500	247,400
通勤	43,439	62,730	85,521	104,500	118,700	130,500	141,300
通学	39,505	51,175	66,676	79,600	89,700	98,000	106,100
流出人口	53,233	67,581	74,815	74,100	75,400	76,500	77,400
通勤	41,135	53,328	57,591	56,500	57,000	57,400	57,800
通学	12,098	14,253	17,224	17,600	18,400	19,100	19,600
流入超過人口	29,711	46,324	77,382	110,000	133,000	152,000	170,000
通勤	2,304	9,402	27,930	48,000	61,700	73,100	83,500
通学	27,407	36,922	49,452	62,000	71,300	78,900	86,500

4. 世帯数・1世帯当り人員

区分	実績値			予測値			
	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年
夜間人口(千人)	237	259	253	234	227	224	222
世帯数(千世帯)	53.3	70.4	74.3	78.5	78.9	78.4	77.6
1世帯当り人員	4.44	3.69	3.41	2.98	2.88	2.86	2.86

5. 産業別就業者数(夜間ベース)

(単位：人)

区分	実績値			予測値			
	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年
総数	104,510	127,409	133,887	130,927	131,347	132,814	133,863
第1次産業	172	211	196	160	140	120	100
農業	98	121	117	100	90	80	70
林業・狩猟業	13	9	11	0	0	0	0
漁業・水産養殖業	61	81	68	60	50	40	30
第2次産業	37,739	48,859	48,941	46,096	45,216	45,010	44,941
鉱業	200	180	120	87	72	64	58
建設業	5,789	7,158	7,681	7,651	7,850	8,107	8,338
製造業	31,750	41,521	41,140	38,358	37,294	36,839	36,545
第3次産業	66,599	78,339	84,750	84,671	85,991	87,684	88,822
卸・小売業	27,089	34,955	40,324	41,301	43,040	44,935	46,710
金融・保険・不動産業	4,446	5,611	6,634	7,424	7,372	7,064	6,259
運輸・通信業	4,826	5,778	6,186	6,149	6,269	6,430	6,569
電気・ガス・水道業	609	507	484	429	405	392	381
サービス業	24,355	27,189	27,215	25,807	25,493	25,541	25,653
公分類不能	5,260	4,269	3,869	3,561	3,412	3,322	3,250
	14	30	38	0	0	0	0

6. 産業別就業者数（昼間ベース）

（単位：人）

区分	実績値			予測値			
	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年
総数	106,814	136,811	161,817	178,927	193,047	205,914	217,363
第1次産業	169	194	152	100	90	80	70
農業	136	144	141	100	90	80	70
林業・狩猟業	23	20	7	0	0	0	0
漁業・水産養殖業	10	30	4	0	0	0	0
第2次産業	41,454	55,694	64,816	67,123	68,648	70,000	70,988
鉱業	83	113	84	69	64	61	59
建設業	6,686	9,150	11,926	14,128	15,952	17,600	19,065
製造業	34,685	46,431	52,806	52,926	52,632	52,339	51,864
第3次産業	65,191	80,923	96,849	111,704	124,309	135,834	146,305
卸・小売業	22,907	30,031	37,400	44,532	50,650	56,261	61,419
金融・保険・不動産業	2,278	3,079	4,312	5,582	6,763	7,898	8,973
運輸・通信業	4,904	6,523	8,007	10,795	13,244	15,511	17,630
電気・ガス・水道業	778	529	280	259	267	284	304
サービス業	29,765	36,661	42,864	45,094	46,774	48,285	49,518
公務	4,548	4,054	3,945	5,442	6,611	7,595	8,461
分類不能	11	46	41	0	0	0	0

7. 産業別個人所得

（単位：百万円）

区分	実績値	予測値			
	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年
総数	88,688	161,615	240,540	345,746	472,529
第1次産業	119	137	132	139	151
農業	65	74	77	92	110
林業・狩猟業	7	0	0	0	0
漁業・水産養殖業	47	63	55	47	41
第2次産業	32,459	57,047	70,423	94,673	121,125
鉱業	84	74	70	72	76
建設業	5,469	10,412	16,181	24,489	34,456
製造業	26,906	46,561	54,172	70,112	86,593
第3次産業	56,110	104,431	169,985	250,934	351,253
卸・小売業	24,036	45,690	71,527	106,343	148,705
金融・保険・不動産業	5,600	11,033	18,995	27,508	35,816
運輸・通信業	4,551	7,303	10,318	14,760	19,495
電気・ガス・水道業	408	777	1,173	1,677	2,267
サービス業	18,325	33,878	58,592	88,464	128,581
公務	3,190	5,750	9,380	12,182	16,389

8. 産業別就業者1人当り所得

（単位：千円）

区分	実績値	予測値			
	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年
総数	662	1,234	1,831	2,603	3,530
第1次産業	607	856	943	1,158	1,510
農業	556	740	856	1,150	1,571
林業・狩猟業	636	0	0	0	0
漁業・水産養殖業	691	1,050	1,100	1,175	1,367
第2次産業	663	1,238	1,557	2,103	2,695
鉱業	700	851	972	1,125	1,310
建設業	712	1,361	2,061	3,021	4,132
製造業	654	1,214	1,453	1,903	2,369
第3次産業	662	1,233	1,977	2,862	3,955
卸・小売業	596	1,106	1,662	2,367	3,184
金融・保険・不動産業	844	1,486	2,577	3,894	5,722
運輸・通信業	736	1,188	1,646	2,295	2,968
電気・ガス・水道業	843	1,811	2,896	4,278	5,950
サービス業	673	1,313	2,298	3,464	5,012
公務	825	1,615	2,749	3,667	5,043

9. 個人消費支出等

区分	実績値	予測値			
	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年
個人所得（百万円）	88,688	161,615	240,540	345,746	472,529
区民1人当り所得（千円）	350	690	1,058	1,541	2,129
個人消費支出（百万円）	68,338	116,298	171,313	245,480	330,770

〔附属資料〕

## 1. 文京区基本構想設定経過概要

昭和45年5月 長期計画協議会規程案（長期計画委員会規程廃止案）及び事業計画案等  
庁議で決定

〃 長期計画協議会設置される（長期計画委員会の解消）

〃 第1回長期計画協議会

1. 役員選出
2. 特別委員の<sup>●●</sup>人せん
3. 基本方針
4. 策定手順
5. 年間スケジュール

〃 第1回長期計画調査研究部会

1. 役員選出
2. 基本方針
3. 策定手順
4. 年間スケジュール

〃 第2回長期計画協議会

1. 基本構想素案（構成内容）の概要とその外部委託について。
2. 各部局への部局構想（案）の照会について。
3. 文京区基本構想にかかる未来像のスローガン募集について。

6月 第2回長期計画調査研究部会

1. 協議会より付託された基本構想素案（構成内容）の概要とその外部委託について。
2. 基本構想に関連する文京区スローガンの募集について。

〃 文京区長期基本構想素案等作成の事業委託契約締結

受託者：首都圏総合計画協会 代表 蠟山 政道

昭和45年6月 第3回長期計画協議会・同調査研究部会合同会議

1. 協議会・調査研究部会の経過報告

7月 第4回長期計画調査研究部会

1. 杉並区長期計画策定経過についての説明聴取  
講師 杉並区企画室主査 常定 秀雄

〃 第5回長期計画調査研究部会

1. 文京区の都市構造と問題点

8月 第4回長期計画協議会

1. 文京区未来像（案）について

〃 第6回長期計画調査研究部会

1. 文京区未来像（案）について

〃 第7回長期計画調査研究部会

1. 規程の一部改正について

（区民センター管理事務所長，教育局学務課長を部会員として追加）

2. 文京区未来像（案）について

3. 部局構想（案）の検討

〃 第8回長期計画調査研究部会

1. 部局構想（案）の検討

10月 文京区長期計画研修会

「文京区における長期計画の策定について」

講師 日本大学講師 中島 恒夫

国際キリスト教大学助手 直江 重彦

「東京の都市問題と長期計画策定の必要性」

講師 東京都企画調整局参事 野村 銀市

12月 将来計画策定基礎調査（補則1）

「文京区における医療機器業集中地区の現状と問題点」の報告

(注) 報告済基礎調査

昭和44年10月

(I) 「文京区の都市構造と問題点」

(II) 「文京区の公共施設の現状と考察」

(III) 「文京区の産業構造と問題点」

昭和45年1月

(IV) 「文京区における社会生活の現状」

(V) 「文京区の広域社会動向と長期展望に関する一考察」

昭和45年12月 文京区長期計画基本構想(素案)の報告

昭和46年1月 第5回長期計画協議会, 第9回長期計画調査研究部会合同会議

1. 基本構想素案概要説明

2. 今後のスケジュール

3. 分科会の編成について

” 第10回長期計画調査研究部会

1. 基本構想(案)概要の検討確認

” 第6回長期計画協議会

1. 基本構想(案)概要の検討確認

” 第11回長期計画調査研究部会

1. 基本構想(案)概要の完成報告

2. 基本構想(案)の部門項目の検討結果の説明

2月 文京区長期計画基本構想(案)概要作成配布

” 文京区長期計画基本構想特別講演会

1. 「都市における環境整備」

建設省都市施設室長 佐々波秀彦

2. 「文京区長期計画基本構想(案)概要」

首都圏総合計画協会研究員 直江 重彦

” 第12回長期計画調査研究部会

1. 長期計画基本構想設定スケジュールについて

2. 教育文化基本構想(案)の検討

昭和46年3月 長期計画基本構想設定打合せ

首都圏総合計画協会研究員 直江 重彦

5月 第13回長期計画調査研究部会

1. 基本構想(案)の課題別・部門別検討

(基本構想設定の前提, 長期展望, コミュニティ)

6月 第14回長期計画調査研究部会

1. 基本構想(案)の課題別・部門別検討

(土地利用, 交通施設, 公害災害, 教育文化, 社会福祉, 公園緑地)

” 第7回長期計画協議会

1. 基本構想(案)の課題別・部門別検討

(基本構想設定の前提, 長期展望, コミュニティ, 土地利用, 交通施設)

” 第15回長期計画調査研究部会

1. 基本構想(案)の課題別・部門別検討

(公害災害, 教育文化, 社会福祉, 産業経済, 今後の検討課題)

” 第8回長期計画協議会

1. 基本構想(案)の課題別・部門別検討

(公害災害, 教育文化, 社会福祉)

” 第9回長期計画協議会

1. 基本構想(案)の課題別・部門別検討

(公害災害, 教育文化, 社会福祉, 産業経済, 今後の検討課題)

7月 第16回長期計画調査研究部会

1. 基本構想最終報告・部会決定

2. 今後のスケジュールについて

昭和46年7月 第10回長期計画協議会

1. 基本構想最終報告・協議会決定
2. 今後のスケジュールについて

” 「文京区基本構想」の設定について庁議報告



## 2. 文京区長期計画協議会

○文京区長期計画協議会 ◎委員長 ○副委員長

- 特別委員 笹生 仁（日本大学教授）  
中島 恒夫（日本大学講師）  
佐々波秀彦（建設省建築研究所都市施設室長）  
原口 一次（自転車振興会理事）  
井原 平（東京都公害局企画部長）  
竹下 惟利（東京都企画調整局調整部副参事）  
二川 清（東京都消費生活対策室副参事）

特例委員 遠藤 正則（助役）

- 一般委員 ◎奥田 貞司（収入役） 斎藤 巖（総務部総務課長）  
阿部 敏武（教育長） 生田 友也（総務部企画課長）  
○中川長八郎（総務部長） 麻田 忠夫（総務部財務課長）  
駒崎榮太郎（区民部長）  
小林 平治（厚生部長）  
佐藤 繁雄（建設部長）

○文京区長期計画調査研究部会 ◎部会長

- 斎藤 巖（総務部総務課長） 大野 義男（厚生部管理課長）  
◎生田 友也（総務部企画課長） 富田 誠一（厚生部福祉課長）  
麻田 忠夫（総務部財務課長） 富山 正（建設部管理課長）  
塚野 初雄（区民部区民課長） 森 欣次（建設部建築課長）  
村野 光喜（区民部商工課長） 斎藤 修一（教育局庶務課長）  
永井 一夫（区民部区民セン  
ター管理事務所長） 貫井 昭三（教育局学務課長）  
西山 雄三（区議会事務局長）

○事務局

総務部企画課

60005365

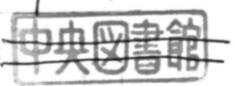
K1317



保転

470

文京区基本構想



編集 東京都文京区役所総務部企画課

発行 東京都文京区役所

東京都文京区春日1-16-21

TEL (812) 7111

印刷 中央印刷工業株式会社



